【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月３日
【会社名】	株式会社ピーバンドットコム
【英訳名】	p-ban.com Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　田坂　正樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区五番町14番地　国際中正会館10F
【電話番号】	03-3261-3431（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO　　上田　直也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区五番町14番地　国際中正会館10F
【電話番号】	03-3265-0343
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO　　上田　直也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　197,625,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　1,007,500,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　93,000,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）２．	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

（注）１．平成29年２月３日開催の取締役会決議によっております。
２．発行数については、平成29年２月17日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

2【募集の方法】

平成29年２月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年２月17日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	150,000	197,625,000	106,950,000
計（総発行株式）	150,000	197,625,000	106,950,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年２月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年２月28日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,550円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は232,500,000円となります。

６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注)１.	未定 (注)１.	未定 (注)２.	未定 (注)３.	100	自　平成29年３月２日(木) 至　平成29年３月７日(火)	未定 (注)４.	平成29年３月８日(水)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成29年２月17日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年２月28日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年２月17日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年２月28日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年２月３日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年２月28日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成29年３月９日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成29年２月21日から平成29年２月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場一丁目27番７号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	150,000	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成29年３月８日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	－	150,000	－

（注）１．引受株式数については、平成29年２月17日開催予定の取締役会において、変更される可能性があります。
２．上記引受人と発行価格決定日（平成29年２月28日）に元引受契約を締結する予定であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
213,900,000	6,600,000	207,300,000

（注）1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,550円）を基礎として算出した見込額であります。
2．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額207,300千円については、設備資金及び運転資金に充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

①システム開発、商用システムハードウェア（サーバ）の増強

当社の事業を今後拡大していくためには、社内システム（受発注管理）、商用システム（顧客がアクセスするWEBサイト）の改善が必要不可欠であります。当社は、システムの改善を社内SEに加え、外注により行っており、システム開発費として80,000千円（平成30年３月期：20,000千円、平成31年３月期：20,000千円、平成32年３月期：40,000千円）を充当する予定であります。また、当社WEBサイトへのアクセス数の増加に備え、商用システムハードウェア（サーバ）等の増強のため、工具、器具及び備品等として25,000千円（平成30年３月期：5,000千円、平成31年３月期：10,000千円、平成32年３月期：10,000千円）を充当する予定であります。

②人材採用費

当社が持続的な成長を遂げるためには、より多くのスペシャリストの採用が必要と考えており、人材採用費として40,000千円（平成30年３月期：12,500千円、平成31年３月期：12,500千円、平成32年３月期：15,000千円）を充当する予定であります。

③広告宣伝費

当社の広告活動はWEBマーケティング（WEB広告の出稿、リスティング広告の出稿、検索エンジン最適化等）と、従来型のオフラインでの広告活動（専門誌への広告の出稿、展示会への出展、当社主催セミナーの開催）があり、今後も事業を拡大するために活動を増進することを考えております。広告宣伝費として62,300千円（平成30年３月期：20,000千円、平成31年３月期：20,000千円、平成32年３月期：22,300千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までには、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年２月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	650,000	1,007,500,000	東京都練馬区 田中一宏 540,000株 東京都新宿区 田坂正樹 110,000株
計(総売出株式)	―	650,000	1,007,500,000	―

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,550円）で算出した見込額であります。

４．売出数等については今後変更される可能性があります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１. (注)２.	未定 (注)２.	自　平成29年 ３月２日(木) 至　平成29年 ３月７日(火)	100	未定 (注)２.	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目４番地 松井証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番３号 藍澤證券株式会社 大阪市中央区今橋一丁目８番12号 岩井コスモ証券株式会社 大阪市中央区本町二丁目６番11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目７番１号 東洋証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目４番地１ マネックス証券株式会社	未定 (注)３.

（注）１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）１．と同様であります。

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年２月28日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
５．引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
６．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
７．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
８．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。
９．マネックス証券株式会社の住所は、平成29年２月20日より、「東京都港区赤坂一丁目12番32号」に変更される予定であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	60,000	93,000,000	東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券
計(総売出株式)	―	60,000	93,000,000	―

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社ＳＢＩ証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社ＳＢＩ証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,550円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１.	自　平成29年３月２日(木) 至　平成29年３月７日(火)	100	未定 (注)１.	株式会社ＳＢＩ証券の本店及び営業所	－	－

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

３．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

４．株式会社ＳＢＩ証券の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社ＳＢＩ証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中一宏（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、60,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という）を平成29年３月21日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年３月21日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の取締役であり売出人である田坂正樹及び当社株主である株式会社インフローは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年６月６日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く）は行わない旨合意しております。

当社の株主であり売出人かつ貸株人である田中一宏は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年９月４日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

当社代表取締役である田坂正樹が実質的に所有している株式会社インフローと株式会社三井住友銀行（以下、「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき、同社が保有する当社株式777,000株のうち747,000株には、本書提出日現在、同社が銀行に対して負担する債務の担保として担保権が設定されております。

なお、本書提出日現在においては、マザーズへの上場後に同社が当該債務を履行して、直ちにすべての担保権の解除を行う予定であります。

第３【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク　を記載いたします。

(2) 表紙と裏表紙に、当社の扱う商材であるプリント基板の表面の模様を表したものを記載いたします。

(3) 表紙の次に「１　事業の内容」～「２　業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の内容

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営スローガンの下、プリント基板のEコマース「P板.com（ピーバンドットコム）」の運営を中心に事業を行っております。

スローガン

開発環境をイノベーションする

新規性 Innovation	シンプル Simple	貢献 Contribution
新しいアイディアを行動力で形にし、ユーザーをわくわくさせ、自分たちもわくわくする。	世の中にないシンプルでわかりやすい仕組みを構築し、ユーザー(社会)のより良い開発環境提供に貢献する。	互いを信頼し、同じ志の仲間と共に成長しながら、持てる能力を最大限に生かして活躍し、物心両面の幸せを追求する。

当社が扱うプリント基板とは、自動車、テレビ、スマートフォン、医療機器など、あらゆる“電子機器”に必ず使われる主要な部品です。当社は創業以来、インターネットを窓口としたプリント基板の販売を展開し、Webサイト上で誰でも簡単スピーディーに注文ができ、少量・短納期の注文にも柔軟に対応可能な仕組みを構築するなど、利便性を重視したサービスを提供して参りました。

現在は、国内大手企業、中小製造業、学校・研究開発機関、個人事業主に至る幅広い顧客層から支持をいただき、累計取引社数は1万8千社を超えております。「品質基準の維持向上」及び「納期遵守の徹底」を最優先に信頼と実績を重ね、販売を拡大しております。

(1) 事業の概要

当社は、プリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社の展開する事業概要・特徴は以下の通りです。

プリント基板

❶プリント基板のEコマース「P板.com」

プリント基板は、全てがオーダーメイド品であります。

「P板.com」では、顧客がWebサイト上で希望する基板の仕様を選択すると、価格・納期・品質において最適な提携工場が自動選定され、納期コース別に価格が提示されます。顧客はそれらを比較し、プリント基板を注文することができます。当社では、受発注管理を完全システム化し、業務効率化を図ることで、短納期を実現しております。

主な事業のサービス別分類は以下の通りです。

サービス分類	説　明
設　計	顧客から支給される「電気信号の流れを表した回路図」に基づき、基板製造用データを設計します。
製　造	基板製造用データに基づき、実際の基板を製造します。事業の主力部分です。
実　装	完成した基板に、電子部品を配置し、はんだで接続します。
その他	基板へ電子部品を実装する際に必要な専用治具「メタルマスク」の製造、基板を格納するケース（筐体）の製造、基板や外部装置などを接続する電線（ハーネス）を加工するサービス等があります。

❷エンジニアに向けた技術情報サイト「@ele（アットマーク・エレ）」

近年、IoTの広がりに伴い、IT・エレクトロニクス業界のみならず、異業種においても電子機器の開発需要が増加しており、開発に携わる人材の需要は今後ますます拡大することが見込まれます。そこで当社は、プリント基板を扱うエンジニアの育成と裾野を広げる後押しとなるべく、回路・基板設計に特化した技術情報サイト「@ele（アットマーク・エレ）」の運営を行っております。

プリント基板に特化した情報サイトは他になく、専門的な情報を配信することは、当社の技術的信頼を高めることに繋がり、「P板.com」の利用にも結びついております。

❸エンジニアの登竜門「GUGEN（ぐげん）コンテスト」

当社は、電子機器業界の持続的発展と活性化を目的として、日本最大級のオリジナルハードウェアコンテスト「GUGEN（ぐげん）」を運営し、エンジニアが自作の電子工作品を、一般客やメディアに披露できる場を提供して参りました。

「社会における課題を解決するデバイス」をテーマに、これまでに累計1,000を超える作品が誕生しております。また、たびたびメディアでも取り上げられ、当社の認知度向上にも役立っております。

【事業系統図】

事業系統図は以下の通りです。

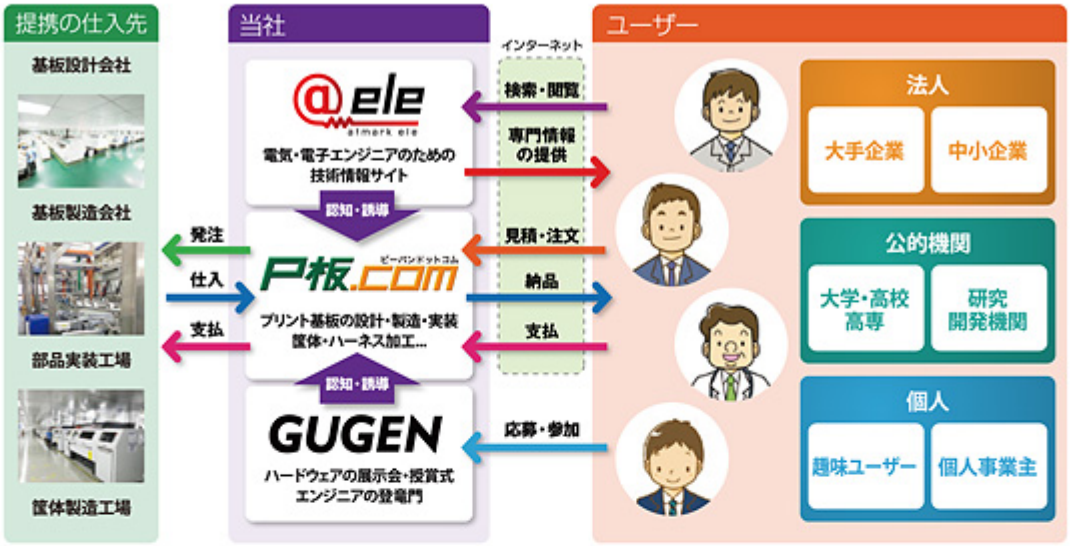

(2) プリント基板のEコマース「P板.com」の特徴

❶開発・試作に特化した価格体系

従来の基板製造は、初回発注時に掛かる高額なイニシャル費用（初期費用）が必ず発生していました。製品開発においては、試作を複数回繰り返すのが一般的ですが、試作の都度発生するイニシャル費用が開発コストを圧迫する一つの要因でした。

そこで当社は、「異種面付工法」により、イニシャル費用を効率化した上で、基板製造費用に全てを含めた料金体系を提示し、一般的なプリント基板製造の相場から大幅に安くプリント基板を提供することで、実績を拡大して参りました。

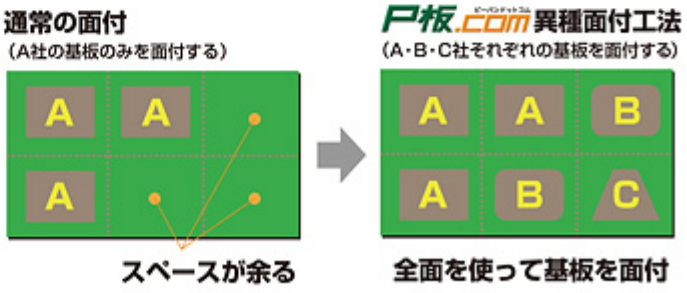

❷利便性の高い見積・注文システムの構築で短納期を実現

プリント基板は、全てがオーダーメイド品であり、従来は、対面交渉による受発注が不可欠でした。当社は基板を構成する部品は規格化されたものであることに着目し、基板仕様を汎用標準化することで、システムによる効率的な受発注の仕組みを構築致しました。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも瞬時に見積が取得できる「1-Click見積」システムにより、利便性を高めるとともに、商品を短納期でお届けすることが可能となりました。

❸ファブレスによる優良な仕入先との関係構築

当社は、自社工場を持たない、いわゆるファブレスでの運営を行っております。仕入先一社に依存することなく、国内外複数の仕入先と提携することで、安定した製品の供給と、より競争力のある商品を提供することができます。

また、当社技術スタッフによる品質監査を実施、品質力の底上げにも努めております。

❹効果的なマーケティング

当社は、長年の実績に基づき、リスティング広告、SEO対策、業界専門誌への広告出稿を主軸とした精度の高いマーケティング活動を実施しております。電気・電子業界の展示会への出展では、「P板.com」を利用したことのない顧客層に直接的なアプローチを試みることで、当社の認知度を高めております。

また、「P板.com」顧客の約4割が「知人（既存顧客）からの紹介」であることから、既存顧客へのサポートも重視しており、「顧客データ台帳」を作成して、個々のニーズに応じたきめ細やかなサポートを展開しております。

さらに、開発に役立つ情報やノウハウを学べる無料講習会「P板.com技術セミナー」や、設計用ソフトウェアの利用方法を学ぶ「CAD講習会」を定期開催し、顧客の技術向上をサポートする取組みを実施しております。

これらの取組みにより、高い顧客満足度を得られ、購入客数は毎年着実に増加しております。

セミナーの様子

(3) 今後の事業拡大の方向性について

当社は、プリント基板のEコマース「P板.com」を収益の柱としておりますが、製品開発の構想段階から、市場への製品リリースまで、全ての工程に対して一連のサポートを行うことで、モノづくりを加速させるバリューチェーンを「GUGENプラットフォーム」と総称し、さまざまな取組みを行っております。

今後も基板製造に付随する新たなサービスを取り入れ、事業としての収益性を拡張しながら、さらなるモノづくりのワンストップソリューションを提供して参ります。

開発の上流から下流まで全てをサポートする「GUGENプラットフォーム」を展開

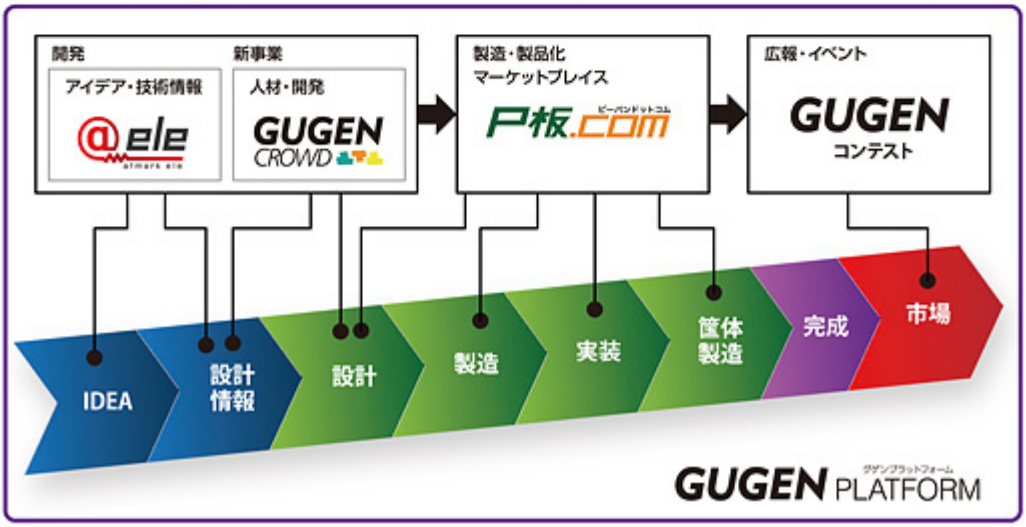

2 業績等の推移

提出会社の経営指標等

（単位：千円）

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年12月
売上高		1,200,532	1,287,229	1,515,553	1,684,295	1,717,051	1,324,520
経常利益		77,031	61,327	84,560	70,584	67,948	164,656
当期(四半期)純利益		60,447	41,656	51,029	48,804	61,563	108,169
持分法を適用した場合の投資利益		－	－	－	－	－	－
資本金		34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
発行済株式総数	(株)	680	680	680	680	680	2,040,000
純資産額		51,030	50,105	121,919	126,757	188,320	296,890
総資産額		447,047	415,414	466,673	502,268	472,485	598,349
1株当たり純資産額	(円)	75,044.96	73,684.77	179,293.57	62.14	92.31	－
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	62,619.44 (－)	－ (－)	64,656.28 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	88,893.30	61,259.26	75,043.43	23.92	30.18	53.02
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	－	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	20.9	22.3	26.1	25.2	39.9	49.6
自己資本利益率	(%)	154.5	82.4	59.3	39.3	39.1	－
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	70.44	－	86.16	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー		－	－	－	44,355	48,294	－
投資活動によるキャッシュ・フロー		－	－	－	△23,927	17,403	－
財務活動によるキャッシュ・フロー		－	－	－	△48,050	△29,584	－
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高		－	－	－	146,137	182,244	－
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	7 〔9〕	8 〔13〕	14 〔6〕	15 〔10〕	16 〔9〕	－ 〔－〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
5. 第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第15期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、第15期第3四半期の四半期財務諸表については、『四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
9. 当社は第13期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第10期、第11期及び第12期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第15期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第15期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第15期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、次のとおりとなります。
なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年12月
1株当たり純資産額	(円)	25.02	24.56	59.77	62.14	92.31	－
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	29.63	20.42	25.01	23.92	30.18	53.02
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	－	－	－	－	－	－
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	20.87 (－)	－ (－)	21.55 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

売上高

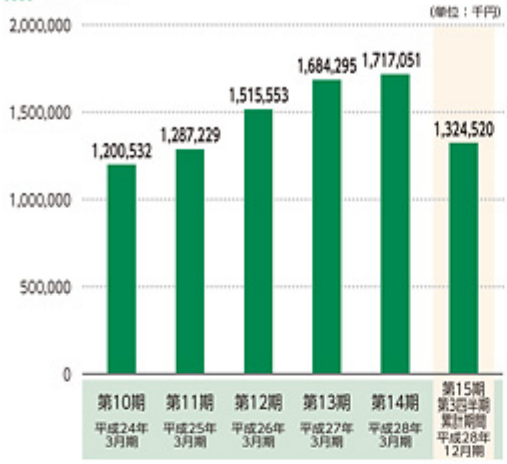

純資産額／総資産額

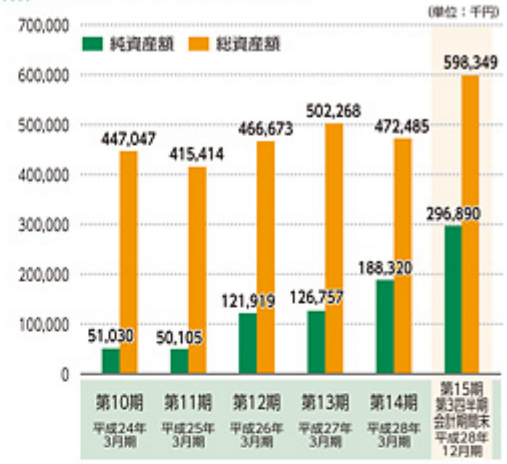

経常利益

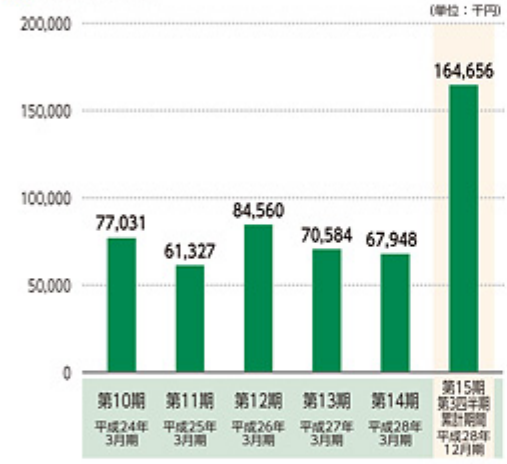

1株当たり純資産額

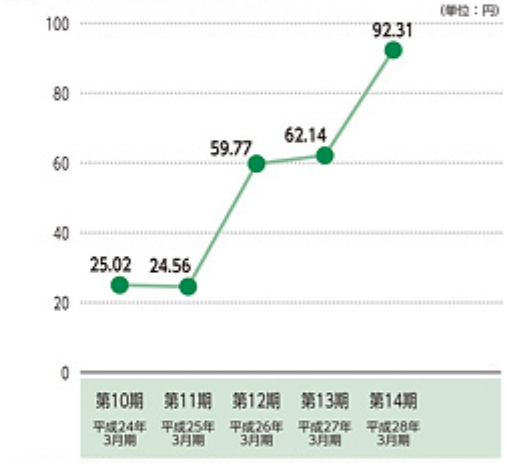

(注) 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益

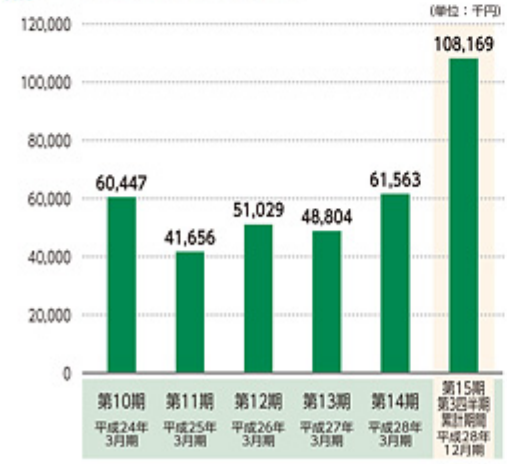

1株当たり当期(四半期)純利益金額

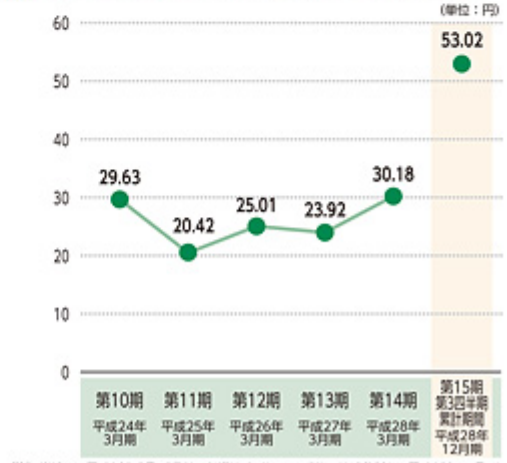

(注) 当社は、平成28年8月15日付で普通株式1株につき5株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
売上高	（千円）	1,200,532	1,287,229	1,515,553	1,684,295	1,717,051
経常利益	（千円）	77,031	61,327	84,560	70,584	67,948
当期純利益	（千円）	60,447	41,656	51,029	48,804	61,563
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
発行済株式総数	（株）	680	680	680	680	680
純資産額	（千円）	51,030	50,105	121,919	126,757	188,320
総資産額	（千円）	447,047	415,414	466,673	502,268	472,485
１株当たり純資産額	（円）	75,044.96	73,684.77	179,293.57	62.14	92.31
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	62,619.44 (－)	－ (－)	64,656.28 (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益金額	（円）	88,893.30	61,259.26	75,043.43	23.92	30.18
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（%）	20.9	22.3	26.1	25.2	39.9
自己資本利益率	（%）	154.5	82.4	59.3	39.3	39.1
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（%）	70.44	－	86.16	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	44,355	48,294
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△23,927	17,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△48,050	△29,584
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	146,137	182,244
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	7 (9)	8 (13)	14 (6)	15 (10)	16 (9)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
４．当社は、平成28年８月15日付で普通株式１株につき５株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。
５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
６．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
７．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
８．第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
９．当社は第13期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第10期、第11期及び第12期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

10. 当社は、平成28年８月15日付で普通株式１株につき５株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、次のとおりとなります。
なお、第10期、第11期及び第12期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
１株当たり純資産額	（円）	25.02	24.56	59.77	62.14	92.31
１株当たり当期純利益金額	（円）	29.63	20.42	25.01	23.92	30.18
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	―
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	20.87 (―)	― (―)	21.55 (―)	― (―)	― (―)

2【沿革】

年月	概要
平成14年４月	株式会社インフローを資本金1,200万円で東京都新宿区矢来町に設立
平成14年10月	第三者割当により、資本金3,400万円に増資
平成15年４月	プリント基板ネット通販サイト「P板.com（ピーバンドットコム）」本格運営開始
平成16年５月	無料パターン設計CAD「CADLUS X」ダウンロード開始
平成16年10月	本社を東京都新宿区二十騎町に移転
平成16年11月	設計サービス開始
平成17年12月	実装サービス開始
平成18年５月	本社を東京都新宿区市谷田町に移転
平成18年８月	無料パターン設計CAD「CADLUS XⅡ」ダウンロード開始
平成20年１月	プライバシーマーク取得　登録番号：10580063（05）号
平成21年12月	ISO9001認証取得、ISO14001認証取得
平成22年３月	本社を東京都千代田区五番町14番地に移転
平成24年６月	株式会社ピーバンドットコムに社名変更
平成25年７月	電子工作コンテスト後継イベント『GUGEN（ぐげん）』開催（年次開催）
平成26年10月	筐体・パーツ製造サービス開始
平成27年６月	対面相談サービス「基板コンシェル」開始
平成28年５月	ハーネス加工サービス開始
平成28年５月	プリント基板関連の技術啓蒙サイト「@ele（アットマーク・エレ）」開設

3【事業の内容】

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営スローガンの下、電子機器産業のエンジニアの開発における課題を解決するために、主にEコマース（インターネットを基盤とした流通）を利用した通信販売によって、あらゆる電子機器に使用される主要部品の一つであるプリント基板を、国内の製造業を中心とした顧客に対して販売しております。

当社が扱うプリント基板とは、自動車、テレビ、スマートフォン、医療機器など、あらゆる“電子機器”に使われる主要な部品です。創業当初は、製品開発の工程の中でも一部にあたるプリント基板製造の市場に対してビジネス展開を行っておりましたが、現在では、基板を製造するためのデータの設計や、完成した基板への部品の実装、電子機器などを収めるケース（筐体：きょうたい）の製造等、基板製造の前後の工程においてもサービスを展開しており、製品開発の上流から下流まで、幅広いサポートを行っております。当社のインターネットを窓口としたサービスは、Webサイト上で注文手続きが完結し、少量・短納期の注文に対しても柔軟な対応が可能であることなどから、中小・ベンチャー企業にとって利用のしやすいモデルであり、これまでメインの顧客層となっておりました。近年では、大手企業からの注文も拡大しており、業界において長年にわたりEコマースの形式でサービスを展開している企業として、これまでの実績と対応への信頼を得ております。

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。当社の展開する事業概要・特徴は以下のとおりになります。

(1) 事業の概要

①プリント基板のEコマース「P板.com」

当社は、プリント基板のEコマースである「P板.com」の運営を行っております。

「P板.com」では、顧客が当社Webサイト上で注文したい基板の仕様を選択すると、国内又は海外の提携仕入先の中から最適な価格・納期・品質で製造できる工場が自動選定され、４つの納期のコースに合わせた見積金額が提示されます。顧客は提示された見積・納期の中から選択し、プリント基板を注文することができます。当社では、注文時に顧客から提示された基板の設計図をカスタマーサポート部にて確認した後、ただちに、見積時に選定された提携仕入先へシステム上より発注を行う仕組みとなっております。工場では、通常２、３日以内に製造が完了し、国内では工場からの直送により、海外からは一度国内の物流拠点を経由した上で、顧客の手元に届けられます。

事業のサービス別分類は、下記のとおりであります。

サービス分類	説明
設計	顧客から支給される「電気信号の流れを表した回路図」に基づき、基板を製造するためのデータを、CADソフトによって設計します。
製造	顧客から支給される基板製造用データ又は当社の設計サービスにより設計した基板製造用データに基づき、実際の基板を製造します。事業の主力部分です。
実装	完成した基板に、電子部品を配置し、はんだで接続します。
その他	基板へ電子部品を実装する際に必要となる専用治具「メタルマスク」の製造、筐体の製造、部品実装済み基板や外部装置などを接続する電線(ハーネス)を加工するサービス等があります。

②エンジニアに向けた技術情報サイト「@ele（アットマーク・エレ）」の運営

プリント基板を扱う技術者のすそ野を広げるためのインフラ整備にも力を注いでおります。IoTの広がりに伴い、IT・エレクトロニクス業界のみならず、異業種による電子機器の開発需要が増えているため、エンジニアに向けた技術情報サイト「@ele(アットマーク・エレ)」をリリースし、主に若手エンジニアの育成の後押しを行っております。技術サイトを運営し専門的な情報を配信することで、当社への信頼度を向上させるとともに、当社サービスの広報活動も平行して行い、当社サービスの利用へと繋げております。

③エンジニアの登竜門「GUGEN（ぐげん）コンテスト」の運営

電子機器業界の持続的な発展のためには、電気・電子エンジニアの人口拡大が不可欠と考えております。そのために、当社は平成21年よりエンジニアにスポット当てる「電子工作コンテスト」を開催し、自身が作成した電子工作の作品を、一般客やメディアに披露できる場を提供してまいりました。以降、毎年開催しており、平成25年に「GUGEN(ぐげん)」に名称を変更し、「社会における課題を解決するデバイス」と審査基準を改め、世の中に必要とされる作品の開発を業界のエンジニアに促した結果、今までの累計で1,000作品を超える作品が誕生してお

ります。当社のこのような活動は、メディアでもたびたび取り上げられ、当社の広報も兼ねた活動となっております。

(2) プリント基板のEコマース「P板.com」の特徴

①試作開発に特化した新しい料金体系の提示

エンジニアは限られた予算で、製品開発の試作（プロトタイプの作成）を行っており、その際にプリント基板発注時に掛かる高額なイニシャル費用(初期費用)が必ず発生していました。試作は１回だけでなく、２回３回と繰り返しながら製品に磨きを掛けるのが一般的であり、その際に毎回イニシャル費用が発生し、エンジニアの悩みの一つとなっておりました。

そこで当社は、「異種面付工法」（※１）により、イニシャル費用を大幅に効率化した上で、基板製造費用に全てを含めた料金体系を提示し、当時の一般的なプリント基板製造の相場から大幅に安く提供を行うことで、実績を拡大してまいりました。

※１　異種面付工法：定格サイズ（４～５m四方）の材料で一種類の基板のみを製造する従来の方法に対し、複数種類の基板を共に製造する工法。材料を余すこと無く使用でき、試作等で少量の基板が必要な場合に有用。

②効率的な受発注管理の仕組み化

当社のプリント基板のEコマース事業では、受発注管理を効率化し、顧客から注文を受けて製造・仕入・出荷まで、迅速な対応を実現しております。電子機器の根幹を支える「プリント基板」は高度にカスタマイズされた製品ですが、基板を構成する部品は規格化されたものであることから、当社ではこの点に着目し、システムによる効率的な受発注の仕組みを実現しております。

基板仕様を汎用標準化して顧客が希望するプリント基板をインターネット上で直販する仕組みを「P板.com」サイトにおいて展開し、仕入・発送まで大幅にスピードアップして、商品を迅速にエンドユーザーに直接お届けしております。商品の仕入・販売に関しては、店舗・営業所を保有せず、顧客からの受注機能、仕入商品の発注機能、商品の入出荷管理機能及び電話による顧客サポート機能を、本社に集約しており、受発注管理のほぼ全てを仕組み化し、インターネットを通じて仕入・販売を行っております。

③利便性の高い見積・注文システムの構築

製品の開発・研究を営む企業において、購買に時間をかけることなく商品を仕入れることが重要視される傾向にあります。カスタムメイド品であるプリント基板は購買金額に占める割合が低い一方で、購買までの製造を依頼するプロセスに基板製造業者との対面やりとりが不可欠であったため、見積取得にも時間が掛かり、また人を介すことで費用も高く提示されていました。当社は、その課題を解決するために、インターネット環境があれば、いつでもどこでも瞬時に見積が取得出来る「1-Click見積」システムを当社WEBサイト上に設置し、電気・電子エンジニアの基板開発の見積取得時の煩わしさから解放いたしました。

④広範に渡る顧客層

Eコマースを利用した販売形態を採用することで、従来の対面販売型業者と比べ顧客の発注の敷居を下げることで、国内の大手企業、中小製造業、学校・研究開発機関、個人まで、様々な顧客属性から利用されております。その結果、大学・高専/研究機関など公的機関、国内大手セットメーカーやそれを支える電子部品の中堅・中小企業などの法人、さらに個人事業主に至るまで試作開発案件を取り込み、累計取引者数１万８千社を超える幅広い顧客から支持を得て、受注を獲得してまいりました。現在では、電子部品を受注生産する際に求められる「品質基準の維持向上」及び「納期遵守の徹底」を最優先に対応することで信頼度を高め、大手企業・中堅企業を中心に販売を拡大しております。

⑤ファブレスによる優良な仕入先との関係構築

当社は、自社工場を持たない、いわゆるファブレスでの運営を行っております。仕入先については、一社に依存すること無く、国内外の複数の仕入先と提携することで、安定した製品の供給と、顧客の要求に沿った、より競争力のある商品を提供しております。

仕入先とは、信頼と実績に基づき、低価格で高品質の商品を納期通りに提供して頂けるように長期の安定した取引関係を築くことを基本としています。しかし顧客からの価格の低減、品質の向上、納期の短縮の要求は止まることはないため、そうした顧客の要求を正しく仕入先に伝え、より競争力ある商品を提供してもらうことも当社の役割と心得ております。

⑥効果的なマーケティング

マーケティング活動として、リスティング広告、SEO対策、業界専門紙への広告出稿からの見込顧客獲得活動を主体に、電気・電子業界の展示会(年に５回)への出展で、幅広い層の顧客へ接触しております。また新規見込顧客獲得では既存顧客からの知人紹介による獲得が全体の４割近くを占めることから、現利用顧客へのサポート体制の充実も重要視しております。具体的には、顧客毎に属性、基板の利用用途、基板の仕様等をまとめた「顧客データ台帳」を作成し、顧客毎のニーズに応じたサポートを展開しております。

顧客に対するアプローチは、無料のメールマガジンやインターネットを通じた広告の掲載及び技術雑誌などのマスメディア媒体によっており、各手法を組み合わせることにより、新規獲得、追加販売並びに離脱防止に努めております。無料のメールマガジンでは、顧客の開発・設計ノウハウを磨く情報等を発信し、若手エンジニアの育成の後押しを行い、当社のファン化を図っております。

さらに、開発に役立つ情報やノウハウを学べる無料講習会「P板.com技術セミナー」や、開発の際に必要なソフトウェアであるCAD利用方法を学ぶ「CAD講習会」を当社セミナールームや名古屋・大阪等で定期開催して顧客の技術向上をサポート、当社への囲い込みを行っております。

⑦取扱う商材の拡大

プリント基板の中でも、取扱いやすさから様々な製品に採用されているリジッド基板（※１）を主軸として、フレキシブル基板（※２）、アルミ基板（※３）、リジット・フレキシブル基板（※４）などの商材を取り扱っております。近年では、スマートフォン、ウエアラブル機器、IoT(モノのインターネット)関連機器に需要の高いフレキシブル基板のサービスを順次拡大しております。

※１　リジッド基板：柔軟性のない硬質な材料をベースとした基板、電化製品に主として使用されている

※２　フレキシブル基板：薄く柔軟性のある材料をベースとした基板、ウエアラブル機器やスマートフォン等に使用されている

※３　アルミ基板：リジッド基板にアルミ材を合わせ放熱特性を高めた基板、照明機器などによく使用されている

※４　リジッド・フレキシブル基板：硬質な材料と薄く柔軟性のある材料とを複合した基板

(3) 今後の事業拡大の方向性について

当社は、電子機器の主要部品であるプリント基板の取扱いを中心として事業を展開しておりますが、製品開発の初期段階であるアイデア（構想）から、市場への製品リリースまで、全ての工程に対してのサポートを行ってまいります。現段階ではプリント基板のEコマース事業「P板.com」が収益の柱となっておりますが、「@ele」や「GUGENコンテスト」の拡大、また、平成28年12月にサービスを開始したハードウェア開発のためのクラウドソーシングサービス「GUGEN Crowd」（https://crowd.gugen.jp/）の活用を本格化させていき、事業としての収益性を拡張していく方針です。製品開発に対する一連のサポート体制を「GUGENプラットフォーム」と総称し、取組を行っております。

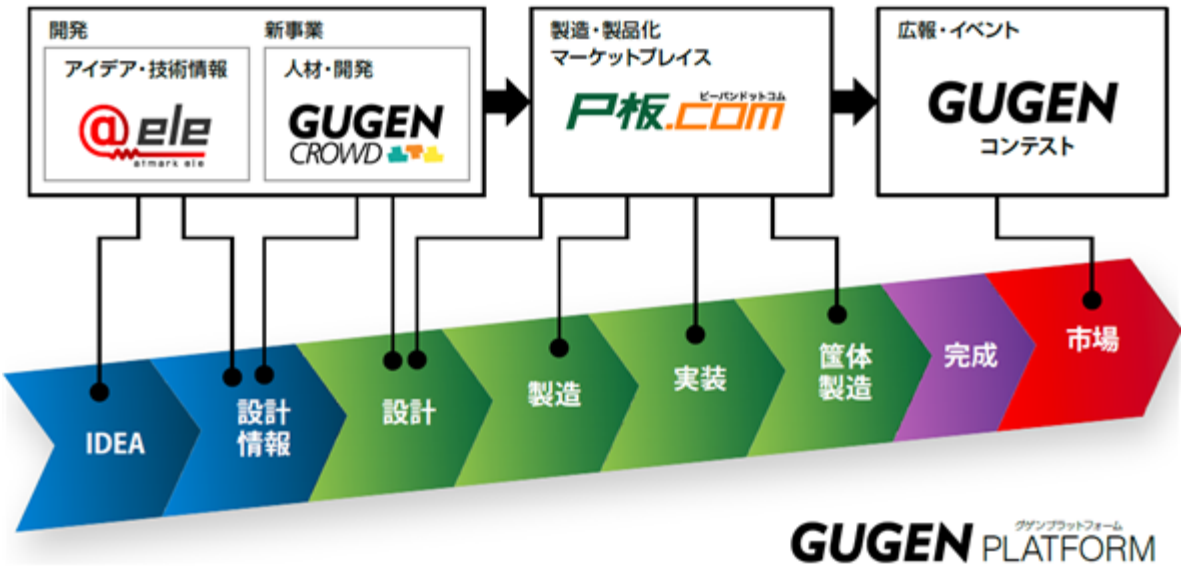

開発の上流から下流まで全てをサポートする「GUGENプラットフォーム」を展開

［事業系統図］

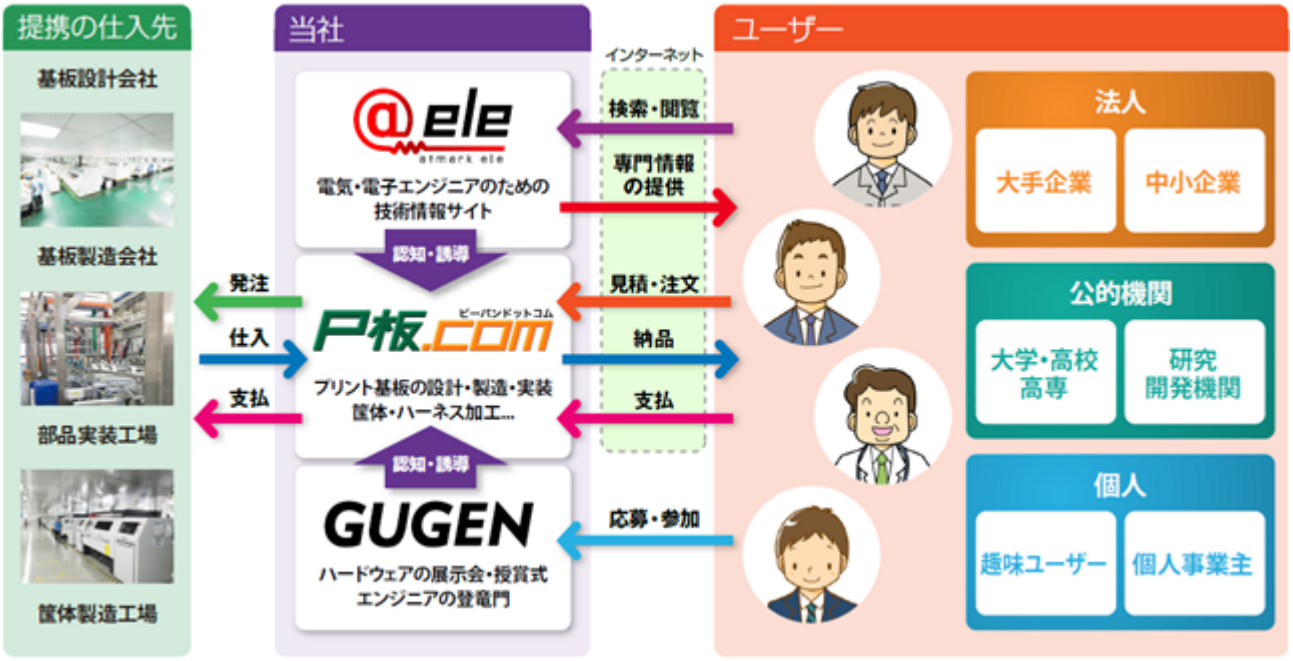

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
17（8）	38.29	3.7	5,221

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社は、プリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

現在、当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第14期事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

当事業年度における世界経済は、利上げを実施した米国では緩やかな回復が維持され、欧州でも堅調な個人消費により底固く推移しました。一方、中国をはじめとした新興諸国では成長鈍化が長引くなど、全体として不透明感が広がりました。国内経済におきましては、経済対策・金融政策の効果により企業収益や雇用回復の兆しが見えるものの、円高・株安等の金融市場の変動や、新興国の景気下振れリスク等により、景気の先行きは不透明なままとなっております。その中で電子工業の状況は、スマートフォン等の通信機器や、液晶テレビ等の映像機器等、民生用電子機器の需要が低迷していることにより、それらの中身を構成する電子部品の輸出等に影響が出た他、当社が所属する電子回路基板産業も横ばい（微増）がより顕著となりました。

このような状況の下、当社ではこれまで培ったウェブ・マーケティングのノウハウや実績を基に、GoogleやYahoo!等の検索エンジンにおいて、顧客がプリント基板に関連するキーワードをインターネット検索した際に、検索結果で当社のウェブサイトが上位に表示されるようにする「検索エンジン最適化（SEO対策）」の取り組みや、同検索エンジンが販売する「インターネット広告（リスティング広告）」への出稿を主軸として、新規会員登録の獲得活動を積極的に展開致しました。また、当社ウェブサイトのリニューアルを行い、訪問客が目的のページを探しやすくなるようにメニューの見直しや、注文までのフローをより分かりやすくする等の改善を行いました。

その他にも、新たな取り組みとして、これまでのメール・電話のみをインターフェースにした営業窓口から、「顧客との対面による接点」を重視した施策への拡大をしてまいりました。当社の専門技術スタッフと対面で相談が出来る対面窓口「基板コンシェル」の設置、当社が所属する業界の大規模な展示会への出展や、当社主催によるサービス導入セミナー、技術セミナーやイベント（電子工作コンテスト「GUGEN(ぐげん)」）の定期開催等、積極的に展開致しました。

これらの施策を実施したことにより、第14期事業年度中に4,413名の新規会員登録（リード顧客）（※１）を獲得し、第14期事業年度末現在の会員登録数は40,407名となりました。

以上の結果、第14期事業年度の売上高は新規顧客の増加により1,717,051千円（前期比1.9%増）となりました。営業利益は内部体制強化による給料手当等の増加で59,630千円（前期比5.9%減）、経常利益は前年並みの67,948千円（前期比3.7%減）、当期純利益は保険解約益の計上があり61,563千円（前期比26.1%増）となりました。

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（※１）新規会員登録（リード顧客）：当社サービスの無料の会員登録をすると、メールマガジンの購読や、設計CADのダウンロードが無料で行える。登録することで、当社は顧客リストを獲得でき、注文に向けた営業アプローチが可能となる。

第15期第３四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年12月31日）

当第３四半期累計期間におけるわが国経済は、経済対策や金融政策の効果により、企業収益や雇用回復の兆しが見られ、緩やかな回復基調で推移したものの、円安・株高等の金融市場の変動や、新興国の景気下振れリスク等により、景気の先行きは不透明なままとなっております。その中で電子工業の状況は、スマートフォン等の通信機器や、液晶テレビ等の映像機器など、民生用電子機器を筆頭として全体需要が低迷していることにより、それらの中身を構成する電子部品の輸出等に影響が出た他、当社が所属する電子回路基板産業も横ばい成長（微増）がより顕著となりました。

このような状況の下、当社ではこれまで培ったウェブ・マーケティングのノウハウや実績を元に、GoogleやYahoo!等の検索エンジンにおいて、顧客がプリント基板に関連するキーワードをインターネット検索した際に、検索結果で当社のウェブサイトが上位に表示されるようにする「検索エンジン最適化（SEO対策）」の取り組みや、同検索エンジンが販売する「インターネット広告（リスティング広告）」への出稿を主軸として、新規会員登録（リード顧客）の獲得活動を積極的に展開致しました。認知活動として毎年開催している日本最大級のハードウェアコンテストGUGEN（ぐげん）展示会・授賞式を12/17（土）に開催し、来場者数は505人を記録しました。また、既存顧客からの収益の最大化を目論み、製品量産向けの「量産コース」の専用ページをオープンし、需要拡大を図るとともに、既存顧客へ訪問を行い対面でのサポートの強化も行ってまいりました。

これらの施策を実施したことにより、当第３四半期累計期間中に3,023名の新規会員登録（リード顧客）を獲得し、当第３四半期会計期間末の会員登録数は43,430名となりました。

以上の結果、当第３四半期累計期間の売上高は新規顧客の増加により1,324,520千円となりました。営業利益は仕入原価低減により粗利率が改善、さらに販管費の抑制により163,425千円、経常利益は164,656千円、四半期純利益は108,169千円となりました。

なお、当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比べて36,106千円増加し、182,244千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、48,294千円（前期比8.9%増）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益95,165千円の計上、売上債権の減少46,540千円の増加要因がある一方で、仕入債務の減少51,250千円等の減少要因があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果得られた資金は、17,403千円（前事業年度は23,927千円の支出）となりました。この主な要因は、保険解約による収入が30,729千円あった一方で、無形固定資産の取得による支出12,549千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は29,584千円（前期比38.4%減）となりました。この主な要因は、短期借入金の純減額20,000千円、長期借入金の返済による支出9,584千円があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、生産実績は記載しておりません。

(2) 商品仕入実績

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであり、第14期事業年度及び第15期第３四半期累計期間における仕入実績は次のとおりであります。

第14期事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）		第15期第３四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）
1,245,108	102.5	898,919

（注）１．金額は仕入価格によっております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当事業は受注から販売までの期間が短く、販売実績と近似するため記載を省略いたします。

(4) 販売実績

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであり、第14期事業年度及び第15期第３四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。

第14期事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）		第15期第３四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）
1,717,051	101.9	1,324,520

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
２．主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がいないため、記載を省略いたします。

3【対処すべき課題】

当社で取扱うプリント基板は、玩具等の一般消費者向けから人工衛星まで、現代生活で必要とされるあらゆる電子機器に使用されています。当社の経営スローガン「開発環境をイノベーションする」を進め、顧客が開発しやすい環境を整えるため、基板を「より安価に」「より良い製品で」「よりシンプルに」製造して迅速にお届けすることで、顧客に対して親身で効率的なサービス提供を続けて事業を拡大していく方針です。

そのため、以下の事項を主要な課題と認識して、事業展開を図ってまいります。

(1) 営業力の強化

①新規顧客の獲得

既存顧客からの口コミ紹介による獲得が全体の４割近くを占めるため、現利用顧客へのサポート体制を充実させ、評価頂く状況を続けることを重視しております。そのため顧客毎に属性、基板の利用用途、基板の仕様等をまとめた「顧客データ台帳」を作成し、顧客毎のニーズに応じたサポートを展開しております。

またマーケティング活動として、リスティング広告、SEO対策、業界専門紙への広告による見込顧客獲得活動を主体に、電気・電子業界関連展示会（年５回）への出展で、幅広い顧客層へコンタクトしております。また無料メールマガジンやインターネット広告掲載及び技術雑誌などマスメディア媒体を組み合わせた新規獲得、再注文、離脱防止に努めてまいります。

②中堅・大企業など高い要求水準の顧客へのアプローチ

当社は、プリント基板のEコマース事業を継続して既存顧客から評価頂いているため、中堅・大企業・高等教育機関など価格・品質・納期面で高い要求水準を持つ顧客の利用が拡大しています。こうした顧客に当社のサービスを一層ご理解頂き、価格・品質・納期面で安心して利用して頂くことが、事業の安定成長の柱となると考えております。一方、高い要求水準の顧客の安定した高品質と、納期遵守の要求に対応する国内外の提携仕入先には、顧客の信頼に応えられるように当社が十分に指導してまいります。

③提案及び企画営業体制の強化

当社は小規模組織で、営業部門も少数精鋭ですが、「P板.com」運営のノウハウを活かした提案及び企画により、特定顧客への個別営業活動も推進しております。今後、受注増加が予想されるため、営業ツールやマニュアル等を整備して、即戦力となる営業人員を採用して人材を育成、営業力強化を図ってまいります。

④親身で効率的なサービス提供

当社のインターネット通販は、大量均一商品の受注販売と異なり、当社の顧客サポートの担当者の顔が見える点が特長です。基板の持つカスタマイズ（顧客による特別仕様）の性格上、良質な顧客層を掴んで継続取引を頂く上で電子メールや電話を通じた適切な顧客サポートが大事です。少数精鋭の運営体制において、親身で効率的なサービスを提供できる優秀な人材の確保と育成が必要であります。

(2) 当社ウェブサイト利用客のための利便性向上

インターネット業界における技術革新のスピードは速く、マーケティング手法やサービス形態が日々進化しております。その中でも、本来の研究開発に注力したい技術者に事務的な負担をかけないように、ウェブサイト、システムの使い勝手と利便性を追求することが競合との差別化のポイントです。最先端の技術動向の把握と技術力の向上に努めながら、顧客の要望を先取りした改善を進めるために、今後の設備投資の重点分野と捉えて設備投資、人的資源を投入してまいります。

(3) 内部管理人員の充実

今後当社が高収益体質を志向するために、少数精鋭を貫きながらも顧客の要求水準に応えて商品・サービスの質を高めていく必要があります。特に内部管理体制については、事業の急速な成長に伴い、求められる機能の範囲が拡大し、高い専門性も求められる中、情報管理や総務・人事等の分野でコア人材を適宜採用していく方針であります。

(4) 顧客のニーズに応じた事業基盤の拡大

①基板関連の取扱商品の拡大

顧客のニーズの中心は、顧客仕様の基板の製造にありますが、それに付随した基板の設計、さらに製造された基板の上に部品を載せて機能させる実装などはニーズの高い関連サービスです。最近では基板種類の多様化として柔軟性のあるフレキシブル基板や基板に電線を接続するハーネス加工も開始いたしました。これらのサービス提供に、安価で機敏に対応できる仕入先の開拓にも注力してまいります。

②事業形態の拡大

成長著しいIoT産業を今後本格化するためには、製品開発コストはより安価になることが求められております。中でも、モノを作りたい人と、モノづくりをサポート出来る人をシンプルに繋ぐ仕組みが必要であると当社は認識しております。モノづくりの上流から下流までインターネット上でサポートする「GUGENプラットフォーム」の利用者を増やしていくために、事業形態の拡大が必要であります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社として必ずしも事業上のリスク要因に該当しないと考えている事項についても、投資家の投資判断上、重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらリスクの発生の可能性を認識して事業活動を行っておりますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の他の記載事項も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 当社の事業について

①価格競争激化の可能性について

インターネットを通じた商品の販売は、流通構造の簡素化、販売コストや事務コスト削減などの効果を販売者にもたらします。従って取引コストの合理化に伴う商品価格の低下を招く可能性があると考えられます。また、購入者にとっても、価格比較サイトによって事業者間の価格比較が容易となったため、複数の事業者がインターネット上で価格情報を公表している場合、価格競争は激化しやすいと考えられます。当社の取扱商品について、他社がインターネット上で販売する商品が増加した場合には、当社取扱商品の一部が価格競争に陥ることにより収益力が低下し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

当社のプリント基板のEコマース事業には競合会社が存在します。今後、競合会社が、当社の取扱う商品に領域を広げたり、また工場用間接資材の通信販売事業者が基板のようなカスタム商品の販売も対象とするようになると、それら事業者との競争の激化が予想されます。当社は先行メリットを活かしながら、競合他社との差別化を図ってまいりますが、他に優れたビジネスモデルの競合会社が現れた場合、当社の提供するサービスが陳腐化し、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③新規事業について

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も引き続き、基板関連サービスの拡充など積極的に新サービスないし新規事業に取り組んでいく考えです。これによりシステム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス、新規事業を開始した際には、そのサービス、事業固有のリスク要因が加わると共に、予測とは異なる状況が発生する等により新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット利用のリスクについて

①インターネットを利用した営業形態への依存について

当社は、当社の運営するインターネットサイト「P板.com」にて注文を受付け、また販売促進活動も、インターネットを通じた広告掲載、電子メールによるダイレクトメール送付などを顧客への主要なアプローチ手法としております。このように主にインターネットを使用した営業形態をとっているため、インターネットを通じた商取引の信頼性が失われた場合、もしくはインターネットを通じた商取引の利便性が顧客に十分に受け入れられない場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②システム、インターネットの障害について

当社の運営するインターネットサイト「P板.com」は、自然災害、事故及び外部からの不正アクセス等のために、インターネットによるサービスが停止する恐れがあります。そのためシステムトラブルが発生した場合でも早期に復旧できる体制を整えております。しかし、大規模な自然災害や社内外の人的要因によるものを含む事故等の発生や、想定を上回るアクセスの集中等による基幹システム及びネットワークの障害等を完全に回避することは困難であり、そのような事態が生じた場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③検索エンジンへの対応について

当社の運営するインターネットサイト「P板.com」の顧客の多くは、特定の検索エンジンの検索結果から誘導されてきており、当該検索エンジンからの集客数を確保するため、今後におきましてもSEO対策を実施していく予定であります。しかし、検索エンジンにおける検索アルゴリズム変更等により、これまでのSEO対策が有効に機能しなかった場合、当社への顧客流入数が想定数を下回り、当社の財政状態や経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

④インターネットによる風評被害

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社の経営にとってマイナスの影響が生じ、当社の事業展開、財政状態や経営成績に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 仕入・物流関係のリスク

①仕入先への業務の委託

当社は、主に基板に関わるサービスである設計、製造、実装やそれらに付随する業務の全部又は一部について、他社に委託しています。当社の仕入先・業務委託先は業歴も長く、安定した取引関係を維持してきましたが、何らかの事由により委託先が当社の期待通りに業務を行うことができない場合、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

②物流拠点の集中・依存について

当社の国外仕入先からの、商品の納入から取引先への出荷までの一連の業務を関東地区の物流倉庫に委託しており、業務機能の集中によるリスクが存在します。リスク発生時における国外から国内への仕入先の切り替えなど対応体制の整備は常に行っておりますが、万が一対応能力を超えるような大災害が発生した場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③委託配送料の値上げリスク

商品の出荷配送を依頼している運送業者から、原油高騰等が生じた場合、委託配送料の値上げ要請を受ける可能性があり、その場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 外部要因について

①外国為替レートの変動について

当社の国外仕入先からの仕入は、為替相場変動リスク回避のため、円建ての取引を中心としておりますが、大幅な為替相場の変動があった場合には、仕入価格が変動する可能性があり、その場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②生産国のカントリーリスクについて

当社の国外仕入先からの商品は、韓国・台湾・中国などアジア各国からの輸入によるものです。このためアジア各国等の政治情勢、経済環境、自然災害等により製造が滞った場合、又は輸送が困難となった場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③国内の景気動向の影響について

当社の登録会員は拡大傾向にあり、また主要顧客の需要は継続的に発生していることから、当社の業績は相対的に景気変動の影響は受け難い傾向にあると思われます。しかし、国内における景気動向の変化に伴い、当社の主要な顧客の業績が急速に悪化する時期に当社が迅速かつ十分に対応できない場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

①法的規制について

当社の事業は、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「特定商品取引法」、「製造物責任法」及び「不正競争防止法」等による法的規制を受けております。そのため、従業員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など管理体制の構築等により法令遵守の体制を整備しております。しかし、将来にわたり、販売した商品及びその広告表現等において安全上の問題や表示表現等の問題が発生する可能性があります。これらの問題が発生した場合、多額のコストや当社のイメージ低下による売上の減少等が想定され、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②個人情報や機密情報の保護管理について

当社は、当社の運営するインターネットサイト「P板.com」にて利用者本人を識別できる顧客情報を保有しているため、顧客情報の保護についてプライバシーマークを取得して、従業員教育等を通じ、個人情報の保護に万全を期しております。しかし、当社や委託先の関係者の故意・過失、悪意を持った第三者の攻撃又は不測の事態により、個人情報の漏洩その他不適切な処理が行われた場合、当社の社会的信用度が低下したり、当社の運営する「P板.com」の信頼性等が毀損し、セキュリティシステム改修の為の多額の費用が発生するなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払っておりますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者による知的財産権等が成立する可能性があります。かかる場合は、第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④訴訟について

当社事業に関しては、常に顧問弁護士と相談しながら推進しております。しかし当社の事業分野のすべてにおける法的現況を把握することは困難であり、当社が把握できないところで法律を侵害している可能性は、完全には否定できません。損害賠償又は商品の販売差止等の請求を受ける場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤法令面の社員教育

当社では、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかし、クレーム・トラブル等が生じた場合や、法令に違反する行為がなされた場合、及び法令改正や新たな法令制定が行われた場合には、当社の事業活動、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 組織体制について

①特定人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役である田坂正樹は、当社の経営方針・戦略の決定及び事業推進等の面において重要な役割を果たしております。同氏は、引き続き当社代表取締役として経営を統括する予定ですが、当社では、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めるべく、優秀な人材を確保し、役職員の質的向上に注力していく方針であります。しかし、同氏が何らかの理由で当社の経営に携わることが困難になった場合、当社の事業戦略、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②有能な人材の確保や育成について

当社は小規模な組織でありますが、事業規模の拡大及び業務内容の多様化に対応するため、各部門にて優秀な人材の採用と育成に努めております。しかし、当社の事業規模の拡大に応じた人材育成や採用等が計画通り進まないまま、競合他社との人材獲得競争が激化して人材が流出する場合は、適正な人材配置が困難となり、競争力低下や業容拡大の制約要因となることから、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③自然災害、感染症流行、事故、有事等の災害復旧対策等について

当社は、従業員の生命・安全の確保と共に被災に耐える環境の整備に努めておりますが、当社の本社と事業活動、人的資源は首都圏に集中しており、地震等の自然災害や、感染症流行他の事業活動継続に支障をきたす事件やテロ・紛争等が発生した場合、想定外の被災や有事の影響による業務中断や業務不能の事態、被災からの復旧遅れ等により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他について

①新株予約権（ストック・オプション）行使による株式価値の希薄化について

当社では、役員や従業員に対して、業績向上に対する意欲の向上及び経営参画意識の高揚等に有効な制度としてストック・オプション制度を採用しております。当該制度により割り当てられた新株予約権が全て行使された場合の新株発行数は300,000株であり、発行済株式総数2,040,000株の14.7%に相当しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

②株主構成について

当社の株式は、現在２名の個人株主と１社の法人株主によって保有されていますが、そのうち１名の当社株式の保有割合は50.1%と過半数を超えております。当社は、経営の意思決定において同株主の事前承認等を受けていないこと等、独立的な運営を実施することができております。しかしながら、大株主としての方針に変更が生じた場合には、会社業績に対して競争力の低下や業容拡大の制約要因となる可能性もあります。また将来的に同株主により当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

③配当政策に関するリスク

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。したがって、業績動向を考慮しながら将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益還元実施を検討する所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

④資金使途と資金調達に関するリスクについて

当社が計画している公募増資の資金の使途については、システム開発投資、広告宣伝費及び運転資金等に充当する予定であります。しかしながら、環境の変化などによって十分な資金調達を行えない場合、競争力低下や業容拡大の制約要因となる可能性もあります。また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性があります。

⑤役員が実質的に所有している会社の所有株式に係る担保権設定について

当社代表取締役である田坂正樹が実質的に所有している株式会社インフローと株式会社三井住友銀行（以下、本⑤において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき、同社が保有する当社株式777,000株のうち747,000株には、本書提出日現在、同社が銀行に対して負担する債務の担保として担保権が設定されています。このため、同社が銀行に対する債務を履行しなかった場合には、その債務の弁済に充当するため、銀行により担保権設定対象株式の処分が行われる可能性があります。担保権設定対象株式の総数747,000株は、当社の発行済株式総数2,040,000株の36.6%に相当しており、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在においては、マザーズへの上場後に同社が当該債務を履行して、直ちにすべての担保権の解除を行う予定であります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計方針は、「第５ 経理の状況 １ 財務諸表等 （１）財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりです。なお、この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第14期事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

①資産の部

流動資産合計は、前事業年度末に比べて6.7%、金額で30,019千円減少し、418,173千円となりました。これは、主として現金及び預金が36,106千円増加しましたが、売掛金が46,540千円、前払費用24,054千円が、それぞれ減少したこと等によります。

固定資産合計は、前事業年度末に比べて0.4%、金額で235千円増加し、54,311千円となりました。これは、主として建物附属設備（純額）が1,143千円、保険積立金1,009千円、破産更生債権等3,407千円がそれぞれ減少し、ソフトウエアが5,340千円増加したこと等によります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて5.9%、金額で29,783千円減少し472,485千円となりました。

②負債の部

流動負債合計は、前事業年度末に比べて23.8%、金額で86,073千円減少し、274,940千円となりました。これは、主として買掛金が51,250千円、短期借入金20,000千円、未払金10,673千円が、それぞれ減少したこと等によります。

固定負債合計は、前事業年度末に比べて36.4%、金額で5,273千円減少し、9,223千円となりました。これは、主として長期借入金が6,084千円減少したこと等によります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて24.3%、金額で91,346千円減少し、284,164千円となりました。

③純資産の部

純資産合計は、前事業年度末に比べて48.6%、金額で61,563千円増加し、188,320千円となりました。これは、当期純利益により利益剰余金が61,563千円増加したことによるものです。

第15期第３四半期累計期間（自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日）

①資産の部

当第３四半期会計期間末における総資産は、598,349千円となりました。これは主に、現金及び預金275,697千円、受取手形及び売掛金231,424千円、商品（棚卸資産）19,034千円、主にソフトウェアで構成される無形固定資産27,533千円等で構成されております。

②負債の部

当第３四半期会計期間末における負債合計は、301,459千円となりました。これは主に、買掛金193,494千円、未払法人税等35,989千円、賞与引当金9,903千円、退職給付引当金7,320千円等で構成されております。

③純資産の部

当第３四半期会計期間末における純資産合計は、296,890千円となりました。これは主に、資本金34,000千円、利益剰余金262,490千円等で構成されております。

(3) 経営成績の分析

第14期事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

①売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて1.9%、金額にして32,755千円増加の1,717,051千円となりました。主な要因は、新規会員登録の獲得による会員数の増加などによるものです。

詳細は、「第２ 事業の状況　１ 業績等の概要 (1)業績」をご参照下さい。

②売上原価

当事業年度の売上原価は、売上高が増加したことにより、前事業年度に比べて2.2%、金額にして27,164千円増加の1,243,155千円となりました。

③販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は、上場関連費用の増加などにより、前事業年度に比べて2.3%、金額で9,303千円増加し、414,265千円となりました。

④営業外収益、営業外費用

当事業年度の営業外収益は、8,783千円となりました。これは、協賛金収入が前事業年度より4,537千円減少、大手メーカー主催イベントの運営委託手数料などの受取手数料4,297千円、為替差益498千円の増加などが主な要因です。営業外費用は、支払利息等により465千円となりました。

⑤特別損益

当事業年度の特別損益は、27,217千円の利益となりました。これは主に保険解約益の計上によるものです。

これらの結果により、当事業年度の営業利益は59,630千円、経常利益は67,948千円、当期純利益は61,563千円となりました。

第15期第３四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年12月31日）

①売上高

当第３四半期累計期間の売上高は、1,324,520千円となりました。主な要因は、積極的な新規会員登録（リード顧客）獲得活動やサービス機能強化に努めてきたことにより売上が堅調に推移したことによるものであります。

②売上原価

当第３四半期累計期間の売上原価は、891,274千円となりました。

③販売費及び一般管理費

当第３四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、269,820千円となりました。これは主に人件費144,091千円と、支払報酬、広告宣伝費、荷造運賃発送費、外注費等の人件費以外の経費125,728千円によるものです。

③営業外収益、営業外費用

当第３四半期累計期間の営業外収益は、協賛金収入等の計上により3,731千円となりました。営業外費用は、株式公開費用等の計上により2,500千円となりました。

④特別損益

当第３四半期累計期間の特別損益は発生しておりません。

これらの結果により、当第３四半期累計期間の営業利益は163,425千円、経常利益は164,656千円、四半期純利益は108,169千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

「第２ 事業の状況　１ 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第２　事業の状況　４ 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営スローガンの下、電気・電子エンジニアの開発における課題を解決するサービスを提供しております。IoT産業の市場が今後本格化していき、様々な業界の新規参入が見込まれております。当社が展開しているEコマース事業の形態は、新規参入の企業にとって利用しやすい形態であり、市場の成長と共に当社の事業も拡大していくものと見込んでおります。

このような変動する市場環境に対して、市場のニーズを満たすサービスを継続的に運用出来るように、既存サービスの拡大も積極的に取り組んでいくことで、エンジニアが抱える課題を一つでも多く解決出来るように努めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の事業を拡大し、継続的な成長を行うために、経営者は「第２　事業の状況　３　対処すべき課題」に記載しております課題に対処していくことが必要であると認識しております。また、IoTによる市場拡大のニーズを取り込むためには、当社の、オーダーメイドの商材をインターネット上で直販出来る仕組の利便性向上が不可欠であり、今後も強化を行っていく方針であります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

当事業年度において重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第15期第３四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年12月31日）

当第３四半期累計期間において重要な設備投資はありません。

また、当第３四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

２【主要な設備の状況】

平成28年３月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 （千円）	工具、器具及び備品 （千円）	ソフトウエア （千円）	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	2,677	810	19,738	11(9)
分室 (東京都千代田区)	セミナールーム設備等	239	－	－	5

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

３．当社は、プリント基板のEコマース事業の単一セグメントとしておりますので、セグメント別の記載を省略しております。

４．現在休止中の主要な設備はありません。

５．本社及びセミナールームの建物を賃借しており、年間賃借料は11,289千円であります。

３【設備の新設、除却等の計画】(平成28年12月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

当社は、プリント基板のEコマース事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 （東京都千代田区）	当社WEBサーバーの増強	25,000	－	増資資金	平成29年10月	平成32年３月	（注）２

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,160,000
計	8,160,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,040,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,040,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

Ⅰ．第１回新株予約権（平成28年９月５日の臨時株主総会決議及び平成28年９月５日開催の臨時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年１月31日）
新株予約権の数（個）	－	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	60,000（注）４
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	167（注）１、４
新株予約権の行使期間	－	自　平成30年９月８日 至　平成38年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　　167 資本組入額　　84 （注）４
新株予約権の行使の条件	－	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	－	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	（注）３

（注）１．新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社がその時点における時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

ただし、上記１株当たりの行使価額の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の行使価額について行われるものとする。

２．新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

（1）新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

（2）新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

（3）新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

（4）新株予約権の譲渡又は質入等の担保設定はこれを禁止する。

（5）その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

３．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

（1）合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

（2）吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社

（3）新設分割

新設分割により設立する株式会社

（4）株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

（5）株式移転

株式移転により設立する株式会社

４．平成28年10月14日開催の取締役会決議により、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されており、記載内容は調整後の内容を記載しております。

Ⅱ．第２回新株予約権（平成28年９月５日の臨時株主総会決議及び平成28年９月５日開催の臨時取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年１月31日）
新株予約権の数（個）	－	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	240,000（注）４
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	167（注）１、４
新株予約権の行使期間	－	自　平成28年９月８日 至　平成38年９月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　　167 資本組入額　　84 （注）４
新株予約権の行使の条件	－	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	－	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	（注）３

（注）１．新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社がその時点における時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により１株当たりの行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

ただし、上記１株当たりの行使価額の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の行使価額について行われるものとする。

２．新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。

(a) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b) 行使価額の50%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額の50%を下回ったとき。

(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の50%を下回る価格となったとき。

(2) (1) に規定する場合を除き、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは、本新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

３．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という）とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件を勘案のうえ、払込金額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権行使期間開始日の平成28年９月８日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使可能期間の満了日の平成38年９月７日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件
上記２．(1) に準じて決定する。

４．平成28年10月14日開催の取締役会決議により、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されており、記載内容は調整後の内容を記載しております。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成28年８月15日（注）１	2,720	3,400	－	34,000	－	－
平成28年11月10日（注）２	2,036,600	2,040,000	－	34,000	－	－

（注）１．平成28年８月15日付で普通株式１株を５株にする株式分割を行っております。
２．平成28年11月10日付で普通株式１株を600株にする株式分割を行っております。

（５）【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	2	3	－
所有株式数（単元）	－	－	－	7,770	－	－	12,630	20,400	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	38.09	－	－	61.91	100	－

（注）当社代表取締役田坂正樹の資産管理会社である株式会社インフローが保有する777,000株は、「その他の法人」に含めて記載しております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　2,040,000	20,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	2,040,000	－	－
総株主の議決権	－	20,400	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（７）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は以下のとおりであります。

Ⅰ．第１回新株予約権（平成28年９月５日の臨時株主総会決議及び平成28年９月５日開催の臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年９月５日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役　２ 従業員　18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

Ⅱ．第２回新株予約権（平成28年９月５日の臨時株主総会決議及び平成28年９月５日開催の臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年９月５日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役　１
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当していくことを基本方針としております。

内部留保資金の充実は、財務体質の健全性を確保しつつ、事業の効率化と今後予想される経営環境の変化に対応すべく積極的な事業展開による事業拡大のための投資に充当するなど、一層の業績向上と競争力を高める施策に有効投資する方針であります。

現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定でありますが、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。この他、機動的な株主還元の１つとして、会社法第454条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。中間配当につきましては、その時点での経済環境や経営環境等による事業年度の収益の確実性も判断し決定しますので、これを実施しない場合もあります。

中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行う場合の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性　6名　女性－名　（役員のうち女性の比率－%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役	－	田坂 正樹	昭和46年6月13日生	平成 7年 4月　株式会社ミスミ（現：株式会社ミスミグループ本社）入社 平成12年 4月　株式会社ブレイク・フィールド社 取締役就任 平成14年 4月　当社設立代表取締役就任（現任）	(注2)	1,017,000 (注4)
取締役 COO	マーケティング・営業部長	後藤 康進	昭和52年2月11日生	平成12年12月　有限会社ユークリッドエージェンシー入社 平成16年11月　当社入社 平成27年 6月　当社取締役COO就任（現任）	(注2)	－
取締役 CFO	管理部長	上田 直也	昭和57年5月22日生	平成19年 7月　有限会社クリフト入社 平成23年 3月　当社入社 平成24年 2月　当社マーケティング部配属 平成27年 6月　当社取締役CFO就任（現任）	(注2)	－
常勤監査役	－	山﨑 禮次郎	昭和25年10月11日生	昭和49年 4月　株式会社東海銀行（現：株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和61年 6月　同行国際審査部ニューヨークVice President就任 平成 4年 5月　同行シンガポール副支店長就任 平成11年 2月　同行国際審査部長就任 平成14年 2月　株式会社UFJ銀行（現：株式会社三菱東京UFJ銀行）名古屋港支店長就任 平成15年 6月　京セラコネクタプロダクツ株式会社出向 平成18年 7月　同社取締役就任 平成23年 7月　同社常勤監査役就任 平成27年 7月　当社常勤監査役就任(現任)	(注3)	－
監査役	－	櫟木 一男	昭和24年5月25日生	昭和48年 4月　株式会社日本興業銀行（現:株式会社みずほ銀行）入行 平成12年 3月　同行営業第五部長就任 平成14年 4月　株式会社みずほコーポレート銀行（現：株式会社みずほ銀行）営業第五部長就任 平成15年 5月　新光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社、常務執行役員就任 平成17年 4月　同社取締役専務執行役員就任 平成21年 5月　みずほ証券株式会社常務執行役員就任 平成22年 6月　日本冶金工業株式会社常勤監査役就任 平成27年10月　当社監査役就任（現任）	(注3)	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役	－	鶴 英将	昭和50年11月26日生	平成10年 4月　国際証券株式会社（現三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社）入社 平成15年 3月　株式会社ゼクス入社 平成21年 3月　株式会社ゲオ（現株式会社ゲオホールディングス)入社 平成23年 1月　株式会社AMBITION入社 平成25年 9月　同社取締役管理部長就任 平成25年 9月　株式会社アンビション・ルームピア監査役就任 平成27年10月　当社監査役就任（現任）	(注3)	－
計						1,017,000

（注）１．監査役山﨑禮次郎、櫟木一男、鶴英将は、社外監査役であります。
２．平成28年11月10日開催の臨時株主総会終結の時から、２年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
３．平成28年11月10日開催の臨時株主総会終結の時から、４年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．代表取締役田坂正樹の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社インフローが所有する株式数を含めて表示しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営スローガンのもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼に応え企業価値を向上させていくためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。コーポレート・ガバナンスの実践によって、経営の健全性・効率性及び透明性の維持・向上を図り、必要な施策を講じるとともに説明責任を果たしていくことが、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任であると考えております。

①企業統治の体制

当社は、監査役による取締役の意思決定・業務執行の適法性に対する厳正な監査を通じて、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図る目的から監査役制度を採用しております。また、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、常勤の取締役３名で構成されております。取締役会は、原則月１回の定時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程、職務権限規程に基づき、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合は、適宜取締役会を開催することとしております。取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

ロ．監査役会・監査役

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役３名（うち社外監査役３名）で構成されており、そのうち１名は常勤監査役であります。常勤監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて取締役に対し必要な助言、提言を実施しております。非常勤監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、上場企業の役員として得た豊富な知識と経験から、幅広い視点からの経営監視を実施いただいております。監査役会は原則月１回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、社外監査役３名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

ハ．経営会議

当社は、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、代表取締役、各部門責任者（取締役、部長、経営企画室リーダー）で構成され、常勤監査役をオブザーバーとして、原則として月１回定期的に開催しております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門における業務の報告、及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討を行うほか、新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っており、各部門の活動状況について代表取締役へ報告する場として、また部門間の情報共有の場として、活発な議論を交わすことで、経営活動の効率化を図っております。

ニ．内部監査担当

代表取締役の直轄である経営企画室内に内部監査担当者１名を置き、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告するとともに、被監査部門に対して業務改善に向け、具体的に助言・勧告を行っております。

なお、これらの模式図は次のとおりです。

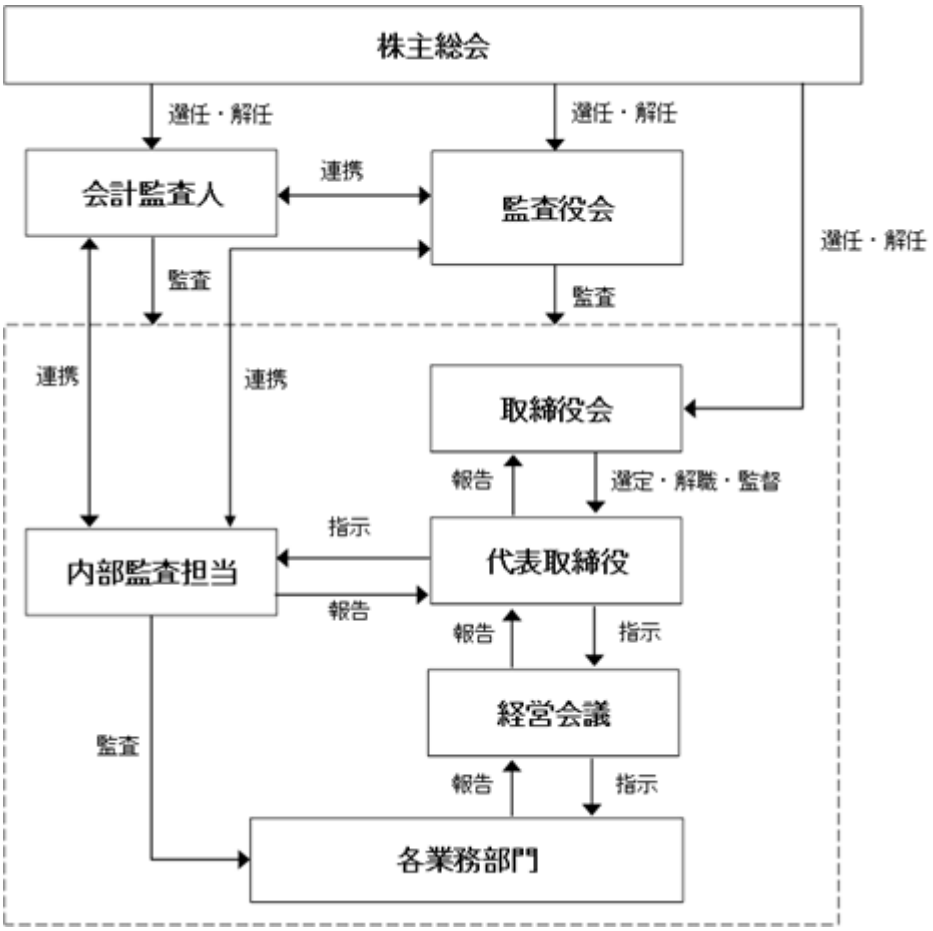

②内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。
概要は以下のとおりです。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、役職員の職務執行が法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置いており、取締役自らがこれらを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス担当者、稟議制度、契約書類の法務審査、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保します

コンプライアンス担当者は、当社において万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。

必要に応じて弁護士、税理士、社労士等の外部専門機関と緊密に連携し、法令遵守に努めます。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録・保管し、また、これらの情報については、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

個人情報保護及び営業秘密管理に関する規定を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、多様化するリスクに備えて、「リスク管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理の統括責任者を代表取締役、リスク管理担当者を管理部長とした管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。

取締役会や経営会議において当社の重要案件について情報共有等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。

取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織管理規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図ります。

決裁やデータ管理を電子化することにより、長期出張等においても職務執行が滞ることのないよう、業務の効率化を図ります。

ホ．当社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務実行状況を監視します。

内部監査人は、当社の内部監査を実施し、内部統制実施の支援、並びに改善策について助言を行います。

監査役は、当社役職員の職務の執行状況について監査、指導を行います。

代表取締役は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。

ヘ．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置します。

ト．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとします。

チ．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。

また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

リ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役会又は従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備します。

ヌ．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮します。

ル．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

ヲ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営の状況に関する情報の共有化を図ります。

監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図ります。

ワ．反社会的勢力を排除する管理体制

当社は反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針とします。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めます。

カ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

③リスク管理体制の整備の状況

当社では、事業運営上の様々なリスクについて、取締役会、経営会議でリスク管理に努め、リスクの把握及び検討並びに対策を図るように体制を構築しております。

さらに不測の出来事により経営危機が発生した場合、直面する危機に対して、適切かつ迅速に対応することにより、企業価値の損失を最小限に抑制することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。

また、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を目的とする「コンプライアンス規程」を定め、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催しております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査については、代表取締役直轄として独立した経営企画室の内部監査担当者（１名）が、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査役監査につきましては、取締役会に監査役が出席するほか、経営会議には常勤監査役が出席し、経営に関する監視機能を果たしております。

なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制となっております。

⑤社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役３名中３名を社外監査役とすることで、取締役会の牽制及び監査機能を強化しております。

社外監査役山﨑禮次郎は、上場企業グループ会社の取締役経理部責任者、常勤監査役としての経験と高い見識に基づき、経営の妥当性の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考え、選任しております。

社外監査役櫟木一男は、金融機関における長年の経験、また要職を歴任後、上場企業の監査役として得た豊富な知見を有しており、多様かつ客観的視点で経営の監督ができるものと考え、選任しております。

社外監査役鶴英将は、上場企業の取締役最高財務責任者としての経験から、財務経理及び経営管理の豊富な知識を有しており、経営全般のチェック機能として当社のガバナンス強化されるものと考え、選任しております。

いずれの社外監査役においても、当社との人的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、独立性は確保されております。

社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場での社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役３名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に連携する体制が整っていると考えておりますが、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化のため、今後、監査等委員会設置や社外取締役の選任を予定すべく、検討を進めております。

⑥役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の人数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	33,486	30,154	－	－	3,332	2
監査役（社外監査役を除く。）	－	－	－	－	－	－
社外役員	9,320	9,320	－	－	－	3

（注）１．役員区分において、社外役員は社外監査役３名であります。
２．上記記載の取締役の員数と、平成28年３月31日現在の取締役の員数が相違しておりますのは、平成27年６月17日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名が含まれており、同時に就任した取締役２名は使用人兼務取締役であったことから役員報酬の支給実績がないため員数に含まれておりません。
３．上記記載の社外役員の員数と、平成28年３月31日現在の社外役員の員数が相違しておりますのは、平成27年６月17日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役１名が含まれており、期中に就任した社外監査役のうち１名は無報酬であったことから役員報酬の支給実績がないため員数に含まれておりません。
４．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
５．取締役の報酬限度額は、平成27年６月17日開催の第13回定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
６．監査役の報酬限度額は、平成27年９月29日開催の臨時株主総会において年額15,000千円以内と決議されております。

ロ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、業績等を考慮のうえ、取締役会の決議により決定しております。各監査役の報酬額については、監査役会の決議により決定し、代表取締役へ報告を行っております。

⑦取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑧会計監査の状況

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の名前

指定有限責任社員　業務執行社員　佐藤　明典
指定有限責任社員　業務執行社員　白取　一仁

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　５名
その他　　６名

⑨株式の保有状況

該当事項はありません。

⑩取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑫取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

⑭中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として設け、配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑮自己株式

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第２項の規定に基づいて、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
7,000	500	7,500	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場を目的とした短期調査業務（ショートレビュー）であります。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査役会の同意の下、取締役会で監査報酬を決定しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）及び当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）に係る財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

(1) 当社はINFLOW CORPORATE LIMITEDという子会社を平成27年３月期まで保有していましたが、平成28年３月期には当社が同社を支配する状況が解消されております。

また、当該子会社が当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことから、連結の範囲から除外したため、連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	146,137	182,244
売掛金	255,939	209,399
商品	9,435	11,389
前払費用	34,834	10,779
繰延税金資産	―	7,703
その他	3,486	3,202
貸倒引当金	△1,640	△6,544
流動資産合計	448,193	418,173
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	※1 4,059	※1 2,916
工具、器具及び備品（純額）	※1 2,059	※1 1,570
有形固定資産合計	6,118	4,487
無形固定資産		
ソフトウエア	14,397	19,738
その他	168	168
無形固定資産合計	14,565	19,906
投資その他の資産		
保険積立金	27,404	26,395
破産更生債権等	3,515	108
繰延税金資産	1,269	595
その他	4,717	2,925
貸倒引当金	△3,515	△108
投資その他の資産合計	33,390	29,917
固定資産合計	54,075	54,311
資産合計	502,268	472,485

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	248,749	197,498
短期借入金	20,000	－
1年内返済予定の長期借入金	9,584	6,084
未払金	37,287	26,614
未払費用	6,996	11,484
未払法人税等	12,760	25,832
未払消費税等	14,610	1,799
賞与引当金	1,258	1,434
繰延税金負債	7,006	－
預り金	1,654	1,245
その他	1,105	2,946
流動負債合計	361,013	274,940
固定負債		
長期借入金	9,213	3,129
退職給付引当金	5,284	6,094
固定負債合計	14,497	9,223
負債合計	375,510	284,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,000	34,000
利益剰余金		
利益準備金	8,500	8,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	84,257	145,820
利益剰余金合計	92,757	154,320
株主資本合計	126,757	188,320
純資産合計	126,757	188,320
負債純資産合計	502,268	472,485

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成28年12月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	275,697
受取手形及び売掛金	231,424
商品	19,034
その他	16,439
貸倒引当金	△5,761
流動資産合計	536,835
固定資産	
有形固定資産	4,044
無形固定資産	27,533
投資その他の資産	
その他	30,044
貸倒引当金	△108
投資その他の資産合計	29,936
固定資産合計	61,514
資産合計	598,349
負債の部	
流動負債	
買掛金	193,494
未払法人税等	35,989
賞与引当金	9,903
その他	54,750
流動負債合計	294,138
固定負債	
退職給付引当金	7,320
固定負債合計	7,320
負債合計	301,459
純資産の部	
株主資本	
資本金	34,000
利益剰余金	262,490
株主資本合計	296,490
新株予約権	400
純資産合計	296,890
負債純資産合計	598,349

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	当事業年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
売上高	1,684,295	1,717,051
売上原価	1,215,990	1,243,155
売上総利益	468,304	473,896
販売費及び一般管理費	※1 404,962	※1 414,265
営業利益	63,342	59,630
営業外収益		
協賛金収入	7,279	2,741
受取手数料	―	4,297
受取利息	24	25
為替差益	―	498
その他	641	1,221
営業外収益合計	7,944	8,783
営業外費用		
支払利息	404	460
為替差損	230	―
その他	67	5
営業外費用合計	702	465
経常利益	70,584	67,948
特別利益		
保険解約益	―	28,072
特別利益合計	―	28,072
特別損失		
固定資産除却損	―	※2 855
特別損失合計	―	855
税引前当期純利益	70,584	95,165
法人税、住民税及び事業税	25,839	47,638
法人税等調整額	△4,059	△14,036
法人税等合計	21,780	33,602
当期純利益	48,804	61,563

【売上原価明細書】

	注記番号	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）		当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	
区分		金額（千円）	構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）
期首商品たな卸高		10,803	0.9	9,435	0.8
当期仕入高		1,199,341	97.9	1,231,204	98.1
輸入運賃		15,282	1.2	13,904	1.1
合計		1,225,426	100.0	1,254,544	100.0
期末商品たな卸高		9,435		11,389	
売上原価合計		1,215,990		1,243,155	

【四半期損益計算書】
【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 (自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日)
売上高	1,324,520
売上原価	891,274
売上総利益	433,245
販売費及び一般管理費	269,820
営業利益	163,425
営業外収益	
協賛金収入	3,180
受取利息	0
その他	550
営業外収益合計	3,731
営業外費用	
株式公開費用	2,000
支払利息	79
為替差損	407
その他	13
営業外費用合計	2,500
経常利益	164,656
税引前四半期純利益	164,656
法人税、住民税及び事業税	58,350
法人税等調整額	△1,863
法人税等合計	56,486
四半期純利益	108,169

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	34,000	8,500	79,419	87,919	121,919	121,919
当期変動額						
剰余金の配当			△43,966	△43,966	△43,966	△43,966
当期純利益			48,804	48,804	48,804	48,804
当期変動額合計	－	－	4,838	4,838	4,838	4,838
当期末残高	34,000	8,500	84,257	92,757	126,757	126,757

当事業年度（自　平成27年 4月 1日　至　平成28年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	34,000	8,500	84,257	92,757	126,757	126,757
当期変動額						
当期純利益			61,563	61,563	61,563	61,563
当期変動額合計	－	－	61,563	61,563	61,563	61,563
当期末残高	34,000	8,500	145,820	154,320	188,320	188,320

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	当事業年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	70,584	95,165
減価償却費	7,603	7,520
受取利息	△24	△25
為替差損益（△は益）	79	6
支払利息	404	460
保険解約損益（△は益）	－	△28,072
有形固定資産除売却損益（△は益）	－	855
売上債権の増減額（△は増加）	△53,896	46,540
破産更生債権等の増減額（△は増加）	△1,710	3,407
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,367	△1,953
仕入債務の増減額（△は減少）	36,186	△51,250
前払費用の増減額（△は増加）	5,464	24,054
未払金の増減額（△は減少）	3,272	△9,485
未払費用の増減額（△は減少）	2,013	4,486
未払消費税等の増減額（△は減少）	10,889	△12,811
引当金の増減額（△は減少）	4,570	2,482
その他	△1,089	1,912
小計	85,716	83,293
利息の受取額	24	25
利息の支払額	△406	△458
法人税等の支払額	△40,978	△34,566
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,355	48,294
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,190	△724
無形固定資産の取得による支出	△6,000	△12,549
敷金の回収による収入	－	2,416
敷金の差入による支出	△2,416	△820
保険解約による収入	－	30,729
保険積立金の積立による支出	△14,321	△1,648
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,927	17,403
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	20,000	△20,000
長期借入金の返済による支出	△24,084	△9,584
配当金の支払額	△43,966	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,050	△29,584
現金及び現金同等物に係る換算差額	△79	△6
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△27,701	36,106
現金及び現金同等物の期首残高	173,839	146,137
現金及び現金同等物の期末残高	※ 146,137	※ 182,244

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

２．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　10年～15年

工具、器具及び備品　４年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

２．固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　10年～15年

工具、器具及び備品　４年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

（会計方針の変更）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（企業統合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（4）及び事業分離等会計基準第57-４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

- **「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）**
- **「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日）**
- **「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号 平成25年９月13日）**
- **「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）**
- **「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号 平成25年９月13日）**

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年３月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成28年３月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を５つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

①（分類１）から（分類５）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
②（分類２）及び（分類３）に係る分類の要件
③（分類２）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
④（分類３）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
⑤（分類４）に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用により、財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
減価償却累計額	15,595千円	12,285千円

２　当座貸越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関１行との間に当座貸越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく当事業年度末の借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	―	―
差引借入未実行残高	50,000千円	50,000千円

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
役員報酬	52,167千円	39,474千円
給料手当	92,415 〃	93,313 〃
退職給付費用	1,705 〃	4,178 〃
賞与引当金繰入額	1,258 〃	1,434 〃
広告宣伝費	34,635 〃	35,110 〃
減価償却費	7,603 〃	7,520 〃
貸倒引当金繰入額	2,257 〃	5,470 〃

※２　固定資産除却損の内訳

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
建物附属設備	―	307千円
工具、器具及び備品	―	547 〃
合　計	―	855千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	680	－	－	680

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月17日定時株主総会	普通株式	43,966	64,656.28	平成26年３月31日	平成26年６月30日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	680	－	－	680

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）	当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
現金及び預金勘定	146,137千円	182,244千円
現金及び現金同等物	146,137千円	182,244千円

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	146,137	146,137	－
② 売掛金	255,939		
貸倒引当金(*1)	(1,640)		
	254,299	254,299	－
資産計	400,436	400,436	－
③ 買掛金	248,749	248,749	－
④ 未払金	37,287	37,287	－
⑤ 短期借入金	20,000	20,000	－
⑥ 長期借入金(*2)	18,797	18,872	75
負債計	324,833	324,908	75

(*1)売掛金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(*2)長期借入金の貸借対照表計上額及び時価には、１年内返済予定の長期借入金が含まれています。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

③買掛金、④未払金及び⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	146,137	－	－	－
売掛金	255,939	－	－	－
合計	402,077	－	－	－

４．短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	20,000	－	－	－	－	－
長期借入金	9,584	6,084	3,129	－	－	－
合計	29,584	6,084	3,129	－	－	－

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	182,244	182,244	－
② 売掛金	209,399		
貸倒引当金(*1)	(6,544)		
	202,854	202,854	－
資産計	385,098	385,098	－
③ 買掛金	197,498	197,498	－
④ 未払金	26,614	26,614	－
⑤ 未払法人税等	25,832	25,832	－
⑥ 長期借入金(*2)	9,213	9,221	8
負債計	259,158	259,166	8

(*1)売掛金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(*2)長期借入金の貸借対照表計上額及び時価には、１年内返済予定の長期借入金が含まれています。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

③買掛金、④未払金及び⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	182,244	－	－	－
売掛金	209,399	－	－	－
合計	391,643	－	－	－

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	6,084	3,129	－	－	－	－
合計	6,084	3,129	－	－	－	－

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付額で充当しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	4,229千円
退職給付費用	1,705 〃
退職給付の支払額	―
中小企業退職金共済制度への拠出額	△651 〃
退職給付引当金の期末残高	5,284千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	8,168千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△2,884 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,284千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	1,705千円

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付額で充当しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	5,284千円
退職給付費用	4,178 〃
退職給付の支払額	△2,569 〃
中小企業退職金共済制度への拠出額	△798 〃
退職給付引当金の期末残高	6,094千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	7,935千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△1,840 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,094千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	4,178千円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成27年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成27年３月31日）
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,868千円
賞与引当金	445 〃
未払事業税	1,019 〃
貸倒引当金	1,169 〃
資産除去債務	1,140 〃
未払賞与	2,966 〃
その他	514 〃
繰延税金資産計	9,124千円
繰延税金負債	
前払費用	△12,033 〃
保険積立金	△2,828 〃
繰延税金負債計	△14,862千円
繰延税金資産の純額	△5,737千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成27年３月31日）
法定実効税率	37.1%
（調整）	
住民税均等割	0.5
中小法人軽減税額	△1.8
雇用促進税制による税額控除	△3.0
税率変更による影響	△0.4
その他	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.9

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に国会で成立し、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.3%になります。

この変更による影響額は軽微であります。

当事業年度（平成28年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成28年３月31日）
繰延税金資産	
退職給付引当金	2,108千円
賞与引当金	499 〃
未払事業税	2,766 〃
貸倒引当金	1,567 〃
資産除去債務	1,183 〃
未払賞与	2,528 〃
その他	413 〃
繰延税金資産計	11,065千円
繰延税金負債	
保険積立金	△2,767 〃
繰延税金負債計	△2,767千円
繰延税金資産の純額	8,298千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しています。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.5%になります。

この変更による影響額は軽微であります。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

当社は、事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１.製品及びサービスごとの情報

売上は全てプリント基板のEコマース事業の売上高であるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占めていないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１.製品及びサービスごとの情報

売上は全てプリント基板のEコマース事業の売上高であるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に存在しているため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占めていないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田坂正樹	―	―	当社代表取締役	被所有直接11.8%	当社代表取締役	銀行借入に対する債務被保証(注)	38,797	―	―

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、当社代表取締役田坂正樹より債務保証を受けています。なお、これに係る保証料の支払いは行っていません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
１株当たり純資産額	62.14円	92.31円
１株当たり当期純利益金額	23.92円	30.18円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、平成28年８月15日付で普通株式１株につき５株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。
前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	48,804	61,563
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	48,804	61,563
期中平均株式数（株）	2,040,000	2,040,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
純資産の部の合計額（千円）	126,757	188,320
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	126,757	188,320
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,040,000	2,040,000

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

当事業年度の記載をご参照ください。

当事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

（株式分割及び単元株制度の採用）

１．第１回株式分割

当社は、平成28年６月13日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割を行うことを決議しております。

株式分割

(1) 株式分割の目的

ストックオプションとして新株予約権を発行するに伴い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株主層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法及び単元株制度の採用

平成28年８月12日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式１株につき、５株の割合をもって分割いたします。

②株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	680株
分割により増加する株式数	2,720株
株式分割後の発行済株式総数	3,400株
株式分割後の発行可能株式総数	13,600株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日　平成28年７月28日
基準日　　平成28年８月12日
効力発生日　　平成28年８月15日

(4) １株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合、１株当たり情報は、「第５ 経理の状況 １財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（１株当たり情報）」に記載されているとおりであります。

(5) その他

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

２．第２回株式分割の目的及び単元株制度の採用

当社は、平成28年10月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割を行うことを決議しております。また、平成28年11月10日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、平成28年11月10日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

また、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第205条第９号の規定に基づき、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

平成28年11月９日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式１株につき、600株の割合をもって分割いたします。

②株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	3,400 株
分割により増加する株式数	2,036,600 株
株式分割後の発行済株式総数	2,040,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	8,160,000 株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日　平成28年10月25日
基準日　　平成28年11月９日
効力発生日　　平成28年11月10日

(4) １株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合、１株当たり情報は、「第５ 経理の状況 １ 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（１株当たり情報）」に記載されているとおりであります。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成28年11月10日以降、下記の通り調整しております。

	調整前行使価額（円）	調整後行使価額（円）
第１回新株予約権	100,000	167
第２回新株予約権	100,000	167

(6) その他

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(ストックオプション（新株予約権）の発行)

１．第一回 新株予約権の発行（無償発行）

当社は、平成28年９月５日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年９月５日に発行しております。発行内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の付与日　平成28年９月７日
(2) 付与対象者の区分及び人数　当社取締役２名
当社従業員18名
(3) 新株予約権の数　100個
(4) 新株予約権の目的となる株式の数　当社普通株式100株（新株予約権１個につき１株）
(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を100,000円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額総額　10,000,000円
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(8) 新株予約権の行使期間　自平成30年９月８日　至平成38年６月28日
(9) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

２．第二回 新株予約権の発行（有償発行）

当社は、平成28年９月５日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成28年９月５日に発行しております。発行内容は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の付与日　平成28年９月７日
(2) 付与対象者の区分及び人数　当社取締役１名
(3) 新株予約権の数　400個
(4) 新株予約権の発行価額　新株予約権１個当たり　1,000円
(5) 新株予約権の目的となる株式の数　当社普通株式400株（新株予約権１個につき１株）
(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を100,000円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
(7) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額総額　40,000,000円

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使期間　　自平成28年９月８日　至平成38年９月７日

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

【注記事項】

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱いの適用）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を第１四半期会計期間に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第３四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響はありません。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を第１四半期会計期間から適用しております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
減価償却費	6,569千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年12月31日）

当社はプリント基板のEコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額	53円02銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	108,169
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	108,169
普通株式の期中平均株式数（株）	2,040,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権：２種類 新株予約権の数：500個 新株予約権の対象となる株式の数：300,000株

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場でり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成28年８月15日付で普通株式１株につき５株の株式分割を、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物附属設備	10,920	261	720	10,460	7,544	856	2,916
工具、器具及び備品	10,794	462	4,944	6,312	4,741	643	1,570
有形固定資産計	21,714	724	5,665	16,773	12,285	1,499	4,487
無形固定資産							
ソフトウエア	35,160	11,361	－	46,521	26,783	6,020	19,738
その他	168	－	－	168	－	－	168
無形固定資産計	35,328	11,361	－	46,690	26,783	6,020	19,906

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア　　P板.com追加開発によるもの　　11,361千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	20,000	－	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	9,584	6,084	1.33	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	9,213	3,129	1.33	平成29年９月
合計	38,797	9,213	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	3,129	－	－	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	5,156	6,475	3,974	1,005	6,653
賞与引当金	1,258	1,434	1,258	－	1,434

（注）　貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の２の規定により記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	－
預金	
普通預金	182,244
合計	182,244

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社MI	3,378
株式会社博報堂アイ・スタジオ	3,202
パイオニア株式会社	2,957
有限会社共和電機	2,121
株式会社コマデン	1,897
その他	195,844
合計	209,399

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
255,939	1,852,582	1,899,122	209,399	90.07	45.97

（注）　当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額（千円）
商品	
電子部品	11,389
合計	11,389

② 固定資産

イ．保険積立金

相手先	金額（千円）
エヌエヌ生命株式会社	12,887
独立行政法人中小企業基盤整備機構	8,000
プルデンシャル生命保株式会社	5,508
合計	26,395

③ 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
ShingWell Corporation（台湾）	113,515
株式会社キョウデン	20,493
Songwon Corporation（韓国）	18,736
株式会社アドプラスジャパン	11,594
TSS株式会社	7,398
その他	25,759
合計	197,498

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
未払賞与	7,262
三井住友トラストクラブ株式会社	4,880
DHL JAPAN株式会社	3,423
株式会社コロン	1,739
American Express International, Inc.	1,490
その他	7,818
合計	26,614

ハ．未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税及び地方法人税	16,676
住民税	2,769
事業税	6,386
合計	25,832

（3）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え　（注）１.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り　（注）２.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店　（注）１.
買取手数料	無料　（注）３.
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.p-ban.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１.当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
２.単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから、該当事項はなくなる予定です。
３.単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に関わる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

４.当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第１【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年９月29日	田中　一宏	東京都練馬区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	田坂　正樹	東京都新宿区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社の代表取締役）	895	89,500,000（100,000）（注）４	所有者の事情及び資本政策による
平成28年９月29日	澤野　裕悟	東京都練馬区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	田坂　正樹	東京都新宿区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社の代表取締役）	400	40,000,000（100,000）（注）４	所有者の事情及び資本政策による
平成28年10月24日	田坂　正樹	東京都新宿区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社の代表取締役）	㈱インフローホールディングス代表取締役田坂　正樹	東京都世田谷区松原一丁目38番5号	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）	1,295	129,500,000（100,000）（注）４	所有者の事情及び資本政策による

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下１において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成26年４月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、類似会社比準法及びＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。

５．当社は、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は600分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成28年９月５日	平成28年９月５日
種類	第1回新株予約権 （ストックオプション）	第2回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式　100株	普通株式　400株
発行価格	100,000円 （注）３	100,000円 （注）３
資本組入額	50,000円	50,000円
発行価額の総額	10,000,000円	40,000,000円
資本組入額の総額	5,000,000円	20,000,000円
発行方法	平成28年９月５日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年９月５日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２	（注）２

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年３月31日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．発行価格は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を基礎として、決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	第１回新株予約権	第２回新株予約権
行使時の払込金額	１株につき100,000円	１株につき100,000円
行使期間	平成30年９月８日から 平成38年６月28日まで	平成28年９月８日から 平成38年９月７日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)　新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

５．当社は、平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っております。上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は600分割前の内容を記載しております。

２【取得者の概況】

第１回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
後藤　康進	東京都新宿区	会社役員	33	3,300,000 (100,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
上田　直也	東京都新宿区	会社役員	8	800,000 (100,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
宮坂　俊明	東京都三鷹市	会社員	7	700,000 (100,000)	当社の従業員
松森　一幸	東京都足立区	会社員	7	700,000 (100,000)	当社の従業員
皆川　佳隆	埼玉県川越市	会社員	7	700,000 (100,000)	当社の従業員
箕浦　道雄	東京都日野市	会社員	7	700,000 (100,000)	当社の従業員
照井　靜佳	東京都千代田区	会社員	6	600,000 (100,000)	当社の従業員
槇村　巧司	東京都町田市	会社員	4	400,000 (100,000)	当社の従業員
内田　孝一	東京都国分寺市	会社員	4	400,000 (100,000)	当社の従業員
山田　愛美	東京都北区	会社員	3	300,000 (100,000)	当社の従業員
高屋　優一	千葉県四街道市	会社員	2	200,000 (100,000)	当社の従業員
阿部　真季	東京都新宿区	会社員	2	200,000 (100,000)	当社の従業員
渡邉　修孝	東京都国分寺市	会社員	2	200,000 (100,000)	当社の従業員
五十嵐　里実	東京都文京区	会社員	2	200,000 (100,000)	当社の従業員
赤木　友治	東京都葛飾区	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員
小口　理恵	東京都新宿区	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員
湯澤　正作	東京都足立区	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員
工藤　心一	東京都杉並区	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員
斎藤　さおり	東京都江東区	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員
古田　誠人	福岡県福岡市中央区	会社員	1	100,000 (100,000)	当社の従業員

（注）平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は600分割前の内容で記載しております。

第２回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
田坂　正樹	東京都新宿区	会社役員	400	40,000,000（100,000）	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名、当社の代表取締役）

（注）平成28年11月10日付で普通株式１株につき600株の株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は600分割前の内容で記載しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
田中　一宏　（注）１．	東京都練馬区	1,023,000	43.72
株式会社インフロー（注）１．３	東京都世田谷区松原一丁目38番５号	777,000	33.21
田坂　正樹　（注）１．２．	東京都新宿区	480,000 (240,000)	20.51 (10.26)
後藤　康進　（注）４．	東京都新宿区	19,800 (19,800)	0.85 (0.85)
上田　直也　（注）４．	東京都新宿区	4,800 (4,800)	0.21 (0.21)
宮坂　俊明　（注）５．	東京都三鷹市	4,200 (4,200)	0.18 (0.18)
松森　一幸　（注）５．	東京都足立区	4,200 (4,200)	0.18 (0.18)
皆川　佳隆　（注）５．	埼玉県川越市	4,200 (4,200)	0.18 (0.18)
箕浦　道雄　（注）５．	東京都日野市	4,200 (4,200)	0.18 (0.18)
照井　靜佳　（注）５．	東京都千代田区	3,600 (3,600)	0.15 (0.15)
槇村　巧司　（注）５．	東京都町田市	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
内田　孝一　（注）５．	東京都国分寺市	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
山田　愛美　（注）５．	東京都北区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
高屋　優一　（注）５．	千葉県四街道市	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
阿部　真季　（注）５．	東京都新宿区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
渡邉　修孝　（注）５．	東京都国分寺市	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
五十嵐　里実　（注）５．	東京都文京区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
赤木　友治　（注）５．	東京都葛飾区	600 (600)	0.03 (0.03)
小口　理恵　（注）５．	東京都新宿区	600 (600)	0.03 (0.03)
湯澤　正作　（注）５．	東京都足立区	600 (600)	0.03 (0.03)
工藤　心一　（注）５．	東京都杉並区	600 (600)	0.03 (0.03)
斎藤　さおり　（注）５．	東京都江東区	600 (600)	0.03 (0.03)
古田　誠人　（注）５．	福岡県福岡市中央区	600 (600)	0.03 (0.03)
計	－	2,340,000 (300,000)	100.00 (12.82)

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社の代表取締役）
３．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
４．特別利害関係者等（当社の取締役）
５．当社の従業員
６．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
７．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年２月２日

株式会社ピーバンドットコム
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　明典	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白取　一仁	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピーバンドットコムの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーバンドットコムの平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年２月２日

株式会社ピーバンドットコム
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　明典	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白取　一仁	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピーバンドットコムの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーバンドットコムの平成27年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年２月２日

株式会社ピーバンドットコム

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　明典	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白取　一仁	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピーバンドットコムの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第15期事業年度の第３四半期会計期間（平成28年10月１日から平成28年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（平成28年４月１日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピーバンドットコムの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。